

第5次総合振興計画審査特別委員会

3月10日（木）午前9時3

0分開議

議題 「議案第16号 第5次嵐山町総合振興計画を定めることについて」の
審査につ
いて

○出席委員（12名）

1番 畠山美幸委員

2番 青柳賢治委員

3番 金丸友章委員

4番 長島邦夫委員

5番 吉場道雄委員

6番 柳勝次委員

7番 河井勝久委員

8番 清水正之委員

9番 安藤欣男委員

10番 松本美子委員

11番 渋谷登美子委員

12番 川口浩史委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

藤野幹男議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	杉田豊
主査	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
高橋兼次	副町長
安藤實	総務課長
青木務	総務課庶務・行政担当副課長
内田勝	総務課人権・安全安心担当副課長
井上裕美	政策経営課長
内田恒雄	政策経営課政策経営担当主査
伊藤恵一郎	政策経営課政策経営担当主査
簾藤賢治	環境課長
強瀬明良	環境課環境政策担当副課長
新井益男	産業振興課長

山	下	隆	志	産業振興課産業振興担当副課長
木	村	一	夫	企業支援課長
萩	原	政	則	企業支援課主査
田	邊	淑	宏	都市整備課長
内	田	孝	好	都市整備課管理担当副課長
根	岸	寿	一	都市整備課建設担当副課長
菅	原	浩	行	都市整備課区画整理担当副課長
大	澤	雄	二	上下水道課長
奥	平	清	人	上下水道課管理担当副課長
富	岡	文	雄	上下水道課施設担当副課長
村	田	泰	夫	上下水道課下水道担当副課長
加	藤	信	幸	教育長
小	林	一	好	教育委員会こども課長
池	田	智恵子		教育委員会こども課学校教育担当副課

長

兼指導主事

前	田	宗	利	教育委員会こども課こども担当副課長
奥	田	定	男	教育委員会こども課嵐山幼稚園園長
小	林	秋	男	教育委員会こども課学校給食センター

所長

大塚晃	教育委員会生涯学習課長
植木弘	教育委員会生涯学習課生涯学習担当副 課長
船戸豊彦	教育委員会生涯学習課 知識の森嵐山町立図書館館長
金井敏明	教育委員会生涯学習課嵐山中央公民館 兼（仮称）ふれあい交流センター建設 担当館長
新井益男	農業委員会事務局長 産業振興課長兼務
内田靖	農業委員会事務次長

◎開議の宣告

○川口浩史委員長 ただいま出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、第5次総合振興計画審査特別委員会の会議を開きます。

（午前 9時28分）

◎諸般の報告

○川口浩史委員長 ここでご報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、渋谷委員から、議案第16号 第5次嵐山町総合振興計画を定めることについての件に対し修正案が提出されていますので、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○川口浩史委員長 昨日に引き続き、第16号議案 第5次嵐山町総合振興計画を定めることについての件を議題といたします。

既に、第3の区分、第3章「施策の体系」中の第2節「健康で互いに支えあう生き活きとしたまち」、第4章「重点的施策」中の第2節及び第5章「各施策の内容」中第2節までの質疑が終了いたしております。

本日は、第4の区分、第2章「まちづくりの将来像」中第3節「土地利用構想」の「6森林地域」、「7緑地保全地域」及び「8自然とのふれあいゾーン」並びに第3章「施策の体系」中の第3節「水と緑に恵まれたうるおいのあるまち」、第4章「重点的施策」中の第3節及び第5章「各施策の内容」中第3節までの質疑から行います。

ページ数で申し上げますと、12 ページから 14 ページ、16 ページ、19 ページ及び 61 ページから 78 ページまでです。

担当課は、政策経営課、環境課、上下水道課及び都市整備課であります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

畠山委員。

○畠山美幸委員 おはようございます。

まず最初に、69、70 ページのところなのですが、美化清掃運動の参加者数ということで人数が推移していくわけなのですが、これには小学校、中学校の方々もいろいろなところを美化清掃しているということで、その人数は入っているのでしょうか。

あと、もう一つが、ロードサポート事業の参加者数ということで、これアダプト・プログラムの件だと思うのですが、こちらは今県の事業でやっているのですが、県の事業に対して団体数をこれだけ推移して行かせるということなののでしょうか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○川口浩史委員長 簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 それでは、1点目の美化清掃運動の参加者数で、小中学生の児童生徒も入っているかというお尋ねでございますけれども、カウントされているということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○川口浩史委員長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 ロードサポートの事業の関係でございますけれども、これは県の事業でございます、県で今登録して行っている団体数でございます。

以上です。

○川口浩史委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 わかりました。アダプト・プログラムのほうなのですが、今現在は2団体ということで、今後は10年後には6団体に進めていくということなのですが、こういった形で進めていかれるのか、お聞きしたいと思います。

○川口浩史委員長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 この団体につきましては、県のほうに県土整備事務所でやっている事業がございまして、そちらのほうに登録してやっていたというところでございまして、町からは特にその辺のところはしていないのですが、実際には22年度、吉田のほうの団体が2つふえておりますので、実際にはこの数がふえてしまっている部分があります。4団体あるのですが、これがもう少しふえています。そういう状況でございます、町としてはしていないのですが、そういう県のほうのでPRして行っているという状況でございます。

○川口浩史委員長 ほかにありますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 73 ページ、1点なのですが、ごみの適正化、ごみの指標なのですけれども、処理量の目標値なのですが、人口減と、それから世帯数の増が出てくると思うのですが、これの具体的な指標を見ていくと、10年後に燃えるごみだと2,935トンであると。人口減があって、それでなおかつ世帯数がふえていく。世帯数はどの程度になっていくかというのがわからないのですが、ここの計算の基準というのはいかにしてされているのか。燃えないごみの量にしてもそうなのですが、そこはいかにどのような計算があったのか、伺いたと思います。

○川口浩史委員長 簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 それでは、お答えしたいと思いますけれども。例えば、10年後の人口で見ますと、1万8,100人というベースで考えてございますけれども、人口減に比して世帯数がそんなに減らないと。1人とか2人家庭が多くなっていくということで、単純に人口減に比較して減っていくという計算式にならないのです。人口減に比べて世帯数が減っていかないということは、それほど減少していかないという今までのデータに基づいて、正確に計算したわけではないのですけれども、おおむねそういう傾向がございまして、またリサイクル等の部分減量化にも力を入れているわけでございますけれども、思った以上に今までのここ何年かのデータを見ますと減ってはいないという状況の中で、こういった目標を設定させていただいた次第でございます。

以上です。

○川口浩史委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうすると、世帯当たりとか1人当たりのごみの事実上の減量目標というのはないような感じなのですか。減量目標でいくと、これはどういうふうを考えていくのかなと。どんなに頑張ってもごみの減量化に対しての啓発や支援が効果がないというふうを考えるのか、その点を伺いたいと思います。

○川口浩史委員長 簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 衛生組合のデータが頼りになるわけですがけれども、人口に対する1人当たりのは21年度ベースで880グラムだったかと思うのです。そういう単位で考えての比較というのは、何年か前と比較は正確にしていないのですけれども、先ほど申しましたように、人口減に比して世帯が減っていかないということはそれほどごみが減っていかないという現実の中から、こういった指標を設定させていただいたわけですが。

以上でございます。

○川口浩史委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうすると、ごみの減量に対する啓発や支援を行っていますという施策の内容なのですが、これが効果が余りないというふうに考えるのか、どのように効果を持っていくのかということ伺いたいと思うのですが。

○川口浩史委員長 簾藤環境課長。

○篠藤賢治環境課長 あくまでもこれは目標でございまして、あと生ごみ処理機の補助等を実施しておるわけでございますけれども、ご案内のように、思った以上の基数が出ていかないというのが現実的な話でございます。

また、広報等に関しましても、極力減量化に向けてアピールしていくわけでございますけれども、今後生ごみの水分切りとかそういったものを含めまして、より具体的をお願いしていくという考え方でございます。

以上でございます。

○川口浩史委員長 ほかに。

吉場委員。

○吉場道雄委員 2点ほどお伺いします。

14 ページの土地利用構想図ですが、上のほうに茶色、丸い印があると思うのですが、これはマレットゴルフ場をつくる目的で許可をとったところなんですけれども、今現状は全然開発している様子もなく、この土地はほとんど借地ですか、地権者も困っているような状況なのですか、今許可のほうはどうなっているのか、ちょっとお伺いします。

それと、70 ページ、荒蕪地整備事業、よく私、志賀2区のほうに行くのですが、近所が連絡すると、ある程度役場のほうで指導してくれましたので、ある程度持ち主に連絡が行っていると思いますけれども、やはり連絡があってもやっていないようなところはかなりありまして、やはり隣近所で迷惑をかけているところが多いのですけれども、どのような対応をしているの

か、ちょっとお伺いします。

以上、2点よろしく申し上げます。

○川口浩史委員長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 古里地区のマレットゴルフ場のところにいろいろな施設がある関係なのですけれども、これにつきましては町のほうは、この申請が取り下げたという話は聞いてございませんので、そのままの状態だと思えます。

以上です。

○川口浩史委員長 簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 志賀2区という限定的なデータではないのですけれども、21年度の刈り取り面積として、町でお願いしている部分が1万2,702平米、22年度は今年の1月現在でございますけれども、1万3,487平方メートルということでふえているのですけれども、全体的な傾向と申しますと、高齢化社会で1人世帯とか2人世帯の中でなかなか自分でできないと、それでお金もないと。また、地元にお住まいの方に限らず、町外でお持ちの方等々ふえてきている傾向にございまして、私どものほうも憂慮しているわけでございますけれども、連絡をとって、応じない方については1回、2回と続けて連絡をとっていくというようなことで努力している次第でございます。

以上です。

○川口浩史委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 土地利用構想図なのですけれども、前はマレットゴルフ開発の許可がおりたのですが、今はそれも外されていて、長い状態であるわけなのですけれども、許可というのはある程度許可をとってから何年かすると無効になるという制度があるのか、ちょっとそっちのほうも聞きたいと思います。あと、地権者と土地利用で話し合いをしたことがあるのか。その2点お伺いします。

あと、荒蕪地の関係なのですけれども、連絡を1回、2回とっても連絡がつかないというところは多分あると思います。これはその先からまた移動していると、これは税金の関係なんかも取りようがないと思うのですけれども、こういう場合、隣近所である程度自分たちで協力しながら、そういうところを切っているところもあるのですけれども、こういうところは町の責任は負えないのですけれども、とれないと思いますけれども、こういうような行為をしてもいいのか、伺います。

以上、2点。

○川口浩史委員長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 マレットゴルフ場の関係なのですけれども、いつまで手をつけないか、そのままになっているという話なのですけれども、これについては町のほうでこの間という期間的なものはないと思います。ですから、そのまま許可が生きているということでございます。

それと、地権者との話し合いですが、その辺については町のほうはちょっ

と把握してございません。

○川口浩史委員長 簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 所有地でございますので、所有権というのがございまして、町でいいとか悪いとかというのが言えないというのが現状でございます。応じない方の中には、金額的な話で無理だという方とか、連絡がとれないという方ももちろん含まれておるわけでございますけれども、地域の中で、町としてではやってくださいというのは、所有権の問題がございまして、なかなかはっきり申し上げられないのですけれども、地域で自主的に枝をおろすとかされているというケースも何件か耳にはしております。ただし、何度も言うようにすけれども、土地には所有権というものがございまして、町でそれを乗り越えてやっていいとか悪いとかという判断はなかなかできにくいとご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○川口浩史委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 最後に、荒蕪地の関係なのですけれども、やはりどうしても連絡がとれないで、今の現状だと、やっぱり地域で協力しながらやっている現状なのですけれども、町のほうも地主に連絡がとれるように努力してもらいたいと思っております。

以上です。

○川口浩史委員長 要望でよろしいですか。

○吉場道雄委員 はい。

○川口浩史委員長 ほかにございますか。

長島委員。

○長島邦夫委員 最初に、61 ページに載っておりますが、この間もちょっと私、質問しましたが、里山の維持管理を行うボランティア数ということで指標の数なのですが、5年後、10 年後とふえておりますが、現状で結構なのですが、年齢別なものを見ているかどうかお聞きしたいというふうに思います。

それと、66 ページなのですが、児童公園のことなのですが、私もよく尋ねられるのですが、お孫さんを遊ばせるのに、親だと割合とわかるのでしょうかけれども、きょうはどこへ行って孫を遊ばせようかなというふうに考えたときに、ぱっと浮かぶところがないらしいのですよ。というのは、町の中心的な、ここへ行けばいろんな遊び道具があって遊ばせることができると、そういうところがちょっと思い出せない、そういうふうな現状があるらしいのです。というのは、よくわからない、ぱっと浮かばないと、中心的なところがどこなのだろうな、私はそういうふうに尋ねられて、多分フィットネスではないですかねというふうに話すのですが、町としてはそういうふうに児童公園の、こういう少子化の時期ですから、多少なりともほかにも子供さんがいて遊ばせるようなところを大きくやっていく、そういうふうな考えもあるのかどうか。私もちょっと今わからない状態なので、どんなお考えかちょっとお聞きできればと思

いますが。

2点だけお願いします。

○川口浩史委員長 簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 それでは、1点目のボランティアの年齢ということでございますけれども、里山の維持管理を行うボランティア数の現状値の中には、広野2区里山を生かす会とモウモウ少年団の延べの活動の人数を入れてございまして、細かい年齢のものは総会の資料等から積み上げた数字でございまして、各団体の。細かい年齢層のは手持ちにないのですけれども、里山を生かす会につきましては平均的に60は超えているかなと。また、モウモウ少年団につきましては、メインは少年でございますので小学生ということで、それから団を卒業された青年と指導者というようなことでよろしいかと思うのですけれども、申しわけないのですけれども、年齢的な区分別の人数は把握してございません。

以上でございます。

○川口浩史委員長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 公園のことなのですけれども、児童公園につきましては行政区のほうで底地のほうを管理していただいて、遊具のほうは町で管理しているというような状況でございまして、この辺は行政区のほうと一体となって管理していければいいというふうに考えているのですけれども。確かに遊具のほうも老朽化しておりまして、また点検してみますと、今の基

準だとちょっと危険な遊具が多いわけでございます。今後につきましては、やはり集中して遊べるようなところ、遊び場というのですか、そういうところがあればいいかなというふうには担当課のほうとしても考えております。

以上です。

○川口浩史委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 61 ページの里山のボランティアの関係ですけれども、延べの人数で年と書いてありますから、それでモウモウも入っているということになると、子供たちの数も随分入っているということですね。それと、モウモウの場合は町外の方との交流もしているということで、そういう方の人数も入っているのかどうか、町外の方ですね。その点をちょっとお聞きできればというふうに思います。

それと、66 ページの公園の件ですけれども、そういうふうにご考えていただければ、どこへ行っても遊ぶのに、在のほうですと遊び相手がいないのです。ですから、そういうことも考えていただけると非常にいいのではないかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

1点だけ再質問でお願いできれば。

○川口浩史委員長 簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 板橋のエコクラブの中の人数は、一般参加という扱いで入っております。

以上でございます。

○川口浩史委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 14 ページ、土地利用構想図なのですが、一応市街地を形成する住居系の部分は、これから10年間、平沢区画整理、それから東原、これを除くと、今あるような状況のまま10年間が土地利用構想図になるというようなことで、土地の利用のところに書いてありますけれども、そういうふうな理解をしておいていいのかが1点。

それから、61 ページ、先ほど長島委員さんも質問されたのですが、5年後を指標で、今571人と、これが800人していこうと、さらには1,000人ということで、嵐山町のこれからの「豊かな自然 あふれる笑顔」というような将来像をやはり実現していく中では大事な事業だということで重点施策にもなっています。そんな中で、やはりそこに携わっているいろいろな団体がありますね。そういったような人たちのある程度口コミというか、案内とか、活動家、家族の方とか、そういうふうな形で人数をふやしていこうというような考えでいるのか。それとも、またちょっと違った町主導で、将来像があるから、例えば小千代山なら小千代山でやるときに町民に呼びかけて、一般の人も多く寄せていこうというような考えがあるのか、その点をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○川口浩史委員長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 住居系の土地利用の関係でございますけれど

も、これにつきましては、まだ町で今現在も住居系のところについてもかなり未整備の部分もございますし、それを中心に整備していくような必要があるかなと思います。

○川口浩史委員長 簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 観光客がもちろんふえていくのが望ましいと。1つはございます。

それから、昨年10月に行いました里地・里山委員会においても、各団体にイベント等を行う場合、団体間の連絡と、町に必要であれば広報等で広く呼びかけていって、団体に参加していただければ加入していただく、また考え方が若干違うという方がいればまた別の団体を立ち上げていただきたい。そのときにはご支援を町でさせていただくというような考え方でふやしていきたいと。これは今の町有地になっている里山だけで考えても、ちょっと人数的にきついものがございますので、どういう形にしろ、少しでも参加していただきたいというのが切なる希望でございます。

以上でございます。

○川口浩史委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 土地利用保存は理解できました。それで、ボランティア数のほうになりますけれども、本当に嵐山の場合はオオムラサキの森を中心にして蝶の里、それから小千代山も公有地化できたり、今度は金皿山ができました。拠点がいろいろ動いているので、町の方は、金皿山ってどこにあ

って、どんな上に登ったら下が見えるとかわからないわけです。だから、ある程度、里地・里山委員会でもいいですから、そういう形で連携をとってやろうということなら、年に1回でもいいです。町民の皆さんに呼びかけて、金皿山に来てくださいと。落ち葉のときには落ち葉を掃くとか、春の時期なら春の時期で下草でもあるわけですから、伸びること。そういうところへ、危なくない仕事でもいいと思うのですが、ぜひとも町民の皆さんに1人ずつ呼びかけてもらって、やはり将来像を実現していくということでも大事なことから思いますので、ぜひその辺をうまく連携をとってやっていただければと思います。結構です。

○川口浩史委員長 答弁はいいですね。

金丸委員。

○金丸友章委員 同じく 61、62 ページに関連した質問です。

まず、ボランティア数の目標ですけれども、この中に町外からの参加人数というものは想定されていますでしょうか、お尋ねいたします。

○川口浩史委員長 簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 町外からも、先ほども申しましたように、現状値の中で板橋のエコクラブですか、一般ということで入れてございますので、同様にそれぞれのイベント等を行ったときに、団体以外の方もご参加いただいた場合、カウントしていくという考え方でおります。

以上でございます。

○川口浩史委員長 金丸委員。

○金丸友章委員 今回の答弁にもありましたけれども、やはり町内だけでなく、現に今携わっているボランティアの団体を含めまして、施策の内容ですけれども、やはり特に都市部に向かってボランティアの連携を呼びかけていく、そういうことがこれからの事業の展開の中で必要ではないのかなと思います。外部への広報等、また特にインターネットを通じての発信というものが考えられるかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○川口浩史委員長 簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 各団体のご了解をいただかなくてはできない面もございまして、冗談半分で職員の中では、どこかの大学のゼミとか、そういったところとタイアップできないかというような話もございまして、継続的に活動していただけるシステムというのも今考えてきつつあるところございまして、今後そういった継続的にとにかく活動をしていける状況をいち早く構築したいと、このように考えております。

以上でございます。

○川口浩史委員長 金丸委員。

○金丸友章委員 これ今後の展開としまして、今の答弁のような方向性を持って、より広く外部の団体等にも、インターネットですと個人等になりますけれども、働きかけていただきたいと思います。

それとの関連ですけれども、地球温暖化に関する団体、町民との意見交

換の中で、里山の事業に携わっている方が里山のこういった運動の中で、いわゆる外部と、それから今携わっている人も含めまして、何かそういうコーディネーターになる人が必要ではないかという話がありました。そういうコーディネーターを通して、ボランティアの活動の支援事業も含めまして、コーディネーターがボランティアの中でも必要だと。里山ですから特殊な分野といえますか、特定の分野になりますので、それに本当に携わってきて深い造詣を持っている方なんかは適正だろうと思いますが、そういう活動の中でもコーディネーターを、そういう立場の方を設置するなり、養成するなりということ、それを強く希望されておりましたけれども、そういう大きな事業展開をやろうと呼びかける場合に、やはりそういう立場の人が必要ではないかなと思いました。その点について町のほうではどのような方向性を持っておられるのか、お尋ねをします。

○川口浩史委員長 簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 当然、今後計画的に広くやっていくには、コーディネーターという役割の方も必要になってくるかと考えております。今建設中の仮称ふれあい交流センターですか、その中でのボランティアコーディネーターという方も今後置くというような方向があるやに聞いていますので、そういった方のところでの募集だとか、そういったものを含めまして、私どもの立場とすると、コーディネーターをできる方を育成なり配置なりできたら、より一層充実していくのかなとは考えております。

以上でございます。

○金丸友章委員 ありがとうございます。

○川口浩史委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 ページ数でいきますと 63 ページなのですけれども、緑園都市を目指すということで、嵐山町の緑を豊かにする条例というのが制定されていると。その中では、花いっぱいの関係にしても、保護樹林の関係にしましても、現状から 10 年後に対しましても 500 株ぐらいしかふえていかないということになります。これは余りにもちょっと少ないかなというふうな考え方が 1 点。

それと、現在花の数も、意外とやっている箇所につきましては少ないというような話がかかり、うちのほうでも何カ所かやっていますが、出ています。そういった中で、現状から目標が 5 年後でもふえない、それから 10 年後にもふえない、これは何らかの問題があるのでしょうか。1 点。

それに、その下の保護樹林の関係、樹木の関係なのですけれども、これも全然 10 年たってもふえていかないというのは、これは何かの決まりみたいなのがもちろんあると思うのですが、その辺、これからの方向性としてはどう考えているのか、お尋ねさせていただきます。

それともう一点、69 ページになりますけれども、先ほどもロードサポートの関係は質問が出ていましたけれども、これは現在でも私たちのところでも、

県のほうへ登録をとりまして行わせていただいておりますが、先ほどのお話ですと、余り町はタッチしていないというようなお話で、直接土木事務所のほうへも連絡をとって行わせていただいておりますが、公共施設や何かもみずから義務的でなくてもやるのだということでしたら、もうちょっと町がタッチをして、これを推進を今後ともしていくのか、お尋ねをさせていただきます。

それと、その上なのですが、犬の登録につきましては、それぞれの方たちがしっかりと登録をとりながら注射等もやっていますけれども、その反面、これとはちょっと離れてしまうかわからないのですが、猫とか、あるいは農村のほうではハクビシンとかいろいろありますが、その辺のところについての取り組みはありませんけれども、どんなふうな考えを持っているのか、お尋ねします。

以上です。

○川口浩史委員長 内田主査。

○内田恒雄政策経営課政策経営担当主査 それでは、63 ページの指標の花いっぱい活動の配布数のふえる数がそんなにふえていないということなのですけれども、現状といたしましては、駅前の東西の花壇、それから地区の花壇ですとか、菅谷地区内の旧の²⁵⁴沿いのプランター、それから公共施設等、そういったところに、現状といたしましては、各種団体ですとか、各地区、それから個人の方に花を植えていただいているという状況の中で、町のほう、今まではふる里づくり推進協議会というところを中心に花の植栽を

行ってまいりましたけれども、花を配布するとき等に声をいろいろ聞く機会がございまして、その中でやはり現状で花を植えていくのがなかなか大変だというようなこともあります。また、この事業を始めて大分年数もたっております、このままでいいのかというような声も幾つか聞かれることもございます。その中で、実施に積極的な地区、個人の方もいらっしゃいますし、中にはなかなか大変だよという方もいらっしゃる中で、今後ある程度、配布の仕方ですとか、植栽の場所とか、そういったものも、直す、直さないは今後のことですけれども、ある程度見直すことも必要になってくるのではないかというふう
に考えておりました、実際の配布数の目標といたしましてはそんなにふえていない数だと思いますけれども、そういうことを見直しながら、これは必要なものとしてここに上げている施策ですから、継続していきたいというような考えのもとに、関係者も含めて見直し、検討していきたいというように考えております。

以上です。

○川口浩史委員長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 ロードサポートの関係でございまして、当然道路の環境がよくなるわけでございますし、実際にロードサポート事業をやっていただければ、当然ごみのほうも出てくると。そうなりますと、それについては町のほうである程度対応していかななくてはならないという部分もございまして。

そういう関係もございまして、町も今ある程度かかわっているわけでございますけれども、そういう事業が進むことによって町の環境がよくなるわけでございますので、町としても協力するなり、またその辺の実際こういうところがやっていますよというようなPRとかそういうこともやって、なるべくそういうところがふえてくれればいいかなということで、後で推進というのですか、お手伝いもしたいと思います。

以上です。

○川口浩史委員長 簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 それでは、保護樹林及び保護樹木の関係からお答えしたいと思いますけれども。ごらんのように、嵐山町の緑を豊かにする条例の中で指定基準というものがございまして、樹木につきましては、地域のシンボルというような存在で、地域住民に親しまれている樹木だとか、本町に数少ない樹種で貴重な樹木、地上 1.3メートルの高さの幹の周囲が3メートル以上で、樹高がおおむね 10メートル以上の巨木とかという基準がございまして、おおむね町内のこのくらい以外に今のところ見当たらないのかなというのも1つございます。

また、保護樹林につきましても同様の一定の基準がございまして、今のところ、現状維持というような考え方でございます。

それから、2点目の畜犬登録の関係とはちょっと違うのだと思うのですが、ご案内のように、犬につきましては登録義務というのがございます。

係留の義務もございます。ただし、猫につきましては、法律的に何もないのです。それで、ふらふらしていても、だれが所有者かというのがわからないというのが現状なのです。ですから、町にもかなり苦情等もいただくのですけれども、私どもが捕獲して指導センターなりなんなりへ例えば持っていくという行為をしたときに、後で所有者が返してくれと言われても、これは何のあれもないので、現実的には手が出ないというのが実情でございます。

それから、ハクビシンのお話をされたかと思うのですけれども、今環境課と産業振興課については、アライグマ及びハクビシンですか、アライグマは外来生物ということで位置づけて駆除しています。それから、ハクビシンにつきましては、農作物の被害ということで捕獲しているわけございまして、現実的に今後もいる限りやっていかざるを得ない状況にあるかと、このように考えております。

以上でございます。

○川口浩史委員長 松本委員。

○松本美子委員 花いっぱいの関係はこのままの状態で行くというようなお話でしたけれども、できましたら、せっかく花も一生懸命植えておりますので、植えたときに余りにも数が少なくてばらばらのような寂しさだと、やっていくのには少し。やる側にしてみますと大変だという部分もあるのですけれども、せっかく植えるのですから、もうちょっとふやしてもらって、とりに行くなり配布するなり、何らかの方法をこれからも考えていただければというふ

うに思っていますが、高齢化しているので、各団体なり何かで植えるのがちょっと大変だというようなお話があったら、これからはもう少し呼びかけというようなものもしっかりとしていったほうがよいのかなというふうに思っております。その辺を、申しわけないですが、少しお聞かせいただければありがたいと思います。

それと、ロードサポートの関係ですけれども、もちろん整備をしていって、ごみや何か町からなくなってきれいになっていくわけですが、その辺のところのごみの集まった時点ではこれは随時やっていくというような形だと思うのですけれども、どこか収集場所は各地区の収集場所へ持って行って置くのか、その辺の決定はあるのでしょうか。

それに乗って、申しわけないのですが、犬の関係なのに猫の話ばかりで申しわけないのですけれども、猫の呼びかけみたいのというものは、そういうことというのは難しいのですか。もう少し管理してくださいではないですが、犬みたいな形で。その辺、もしできましたら、少し町のほうでPRといましようか、すぐ一口に広報と言ってよいか悪いかわかりませんが、そういう管理体制でしょうか、そういうものを進めていけるようでしたら、お聞かせ願いたい。

それと、ちょっと前後してしまいますけれども、ロードサポートの関係につきましては、先ほどの畠山さんが聞いたときだったと思うのですが、現在では2団体ではなくて4団体ぐらいあるというようなお話ですと、5年後の目標

値がちょっと変わってくるのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○川口浩史委員長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 花いっぱい運動のことに关しましてお答えをいたします。花いっぱい運動、これまでも長い年月をかけて実施をさせていただきました。範囲も広げていただきました。積極的な地区とそうでない地区と温度差はあるわけでございますけれども、予算の範囲ということもでございます。そういったことも含めまして、苗の数については希望もとらせていただいておりますので、少ないというところがあれば、お話しいただければふやすことも可能かというふうには思います。これからも呼びかけをしっかりといきなさいということでございますので、町としてもしっかりと呼びかけを行いながら、この事業を継続的に続けていくように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○川口浩史委員長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 ロードサポートの関係でございますが、ごみの処分だとかそういう関係なのですけれども、あるところは連絡してくるところもあるし、実際にステーションとかそういうところに分別して自分たちですてしまうところもあるし、その辺はいろいろございまして、直接その辺のところの処理については入ってきてはいないです。

それと、あと22年度で2団体、最近なのですけれども、ふえております。ただ、この段階だと2団体で、5年後が4団体というふうになっていますけれども、これについては実際継続してやってくればいいのですけれども、その辺のところもはっきりわからない部分もありますし、それとあと実際に5年後、見直しというかそういうことも出てくると思いますので、その辺についてはそういうことをお願いしたいと思います。

○川口浩史委員長 簾藤環境課長。

○簾藤賢治環境課長 猫の適正な管理というか、そういったのが呼びかけできないかということでございます。確かに目に余るケースもございます。また、生活環境の保全という面からも困る部分もございますので、保健所等ともご相談をさせていただきながら、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○川口浩史委員長 ほかにありますか。

河井委員。

○河井勝久委員 きのうの健康管理のところでも聞けばよかったのかなと思ったのですけれども、後の項で出てきますので、きょうの中でお聞きします。ページは65、66ページで、フィットネスパークの管理事業です。それで、35ページの健康づくりの(1)の現況と課題のところ、生活習慣病でフィットネスパーク21が成人病等の生活習慣病のためにあるということが書かれておまして、それでフィットネスパーク21の管理なんですけれども、生活

習慣病にこの公園がどういうふうなかかわりがあるのか、関連性についてちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。私、見ましたら、ほとんど大人は健康管理のために使っているような様子はなく、使用しているのはほとんど子供ではないのかなというふうに思っているのですけれども、そのところで健康管理、そのためにつくられたものなのかどうか、ひとつお聞きしたいと思います。

それから、75、76 ページの上水道の関係です。目指す指標の中で、給水人口、これは5年後、10 年後で、これは 10 年後に1万 8,100 人、有収率が 90%いくわけですけれども、この中での給水人口が減っていくという中で、例えば企業や店舗等はまだまだふえているのかなというふうに思っているのですけれども、これは開発されるところの給水はどういうふうになっているのでしょうか。

それから、個人世帯はふえていくだろうというふうに思っていますけれども、これとの整合性です。この関係でいくと、やっぱり世帯がふえていけば、当然に有収率もおのずとふえていくと思うのです。これは若干ふえているのですけれども、これからするとこの伸びが少ないのはどういうことなのか、お聞きしたいと思います。

○川口浩史委員長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 フィットネスパークの関係でございますけれども、ここで先ほど言ったような健康管理、その辺のところはどういう結びつきかと

ということでございますけれども、これにつきましては、フィットネスパークについては健康遊具が当初ついておりまして、それでそこをぐるっと回っている運動することによって、そういう健康管理というか、そういう目的でつくられておりまして、また木製の健康遊具につきましては大分取り払ってしまっているのですけれども、幾つかまだ残っているかと思うのですけれども、当初の計画だと、そういう生活習慣病ですか、そういう予防対策という考え方で公園の整備もされております。外周をずっと回って一回り回ってくると一通りの運動ができるというようなことで当初はつくられておりまして、現在はその辺のところについて、腐ってしまったり、老朽化してしまっているものについては、撤去させていただいているというような状況でございます。

以上です。

○川口浩史委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 それでは、お答えいたします。

有収率の目標値が低いのではないかと、そういうお尋ねでございますが、ここに記載させていただいております有収率の数字につきましては、町の水道のビジョン、基本計画が策定をされておりまして、それに基づいて数値を掲載をさせていただいております。

それと、人口と有収水量の関係でございますが、人口が当然減になっていく予測の中で、有収率につきましてもそこに比例して有収率が上がる、下がるかというのではないかと考えております。効率よく給水ができていけば

有収率も上がってくるというふうな考えもございまして、そういうふうなことで目標数値を設定をさせていただいております。あくまでもビジョンに基づいて数値を目標値として掲載をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○川口浩史委員長 河井委員。

○河井勝久委員 公園なのですけれども、当初目的が健康管理を目的にしてつくられたという話ですけれども、それから既に遊具等についてもかなり傷んだりなんかしているものは撤去していると。周りは確かに歩けるようにはなっておりますけれども、そこを健康管理のために歩いている人というのはほとんど見受けられないですね。子供が来て遊んでいるという形が見られると。例えば、木製のジャングルジムに似たようなものだとかいろいろあるのですけれども、では撤去されたものについての今までの補修だとか、あるいは作り直しとか、そういうことはされてこなかったように見受けられるのですけれども、そのところはどうかのでしょうか。

それから、ループ式の滑り台が、数カ月前から使用禁止というか使用中止になっていると。遊んでいる子供とか親の人たちが、何でそこが使えないようになっているのか原因について全く知り得ていないので、どうなのでしょうねという話もちよっと聞いたことがあるのですけれども、いまだにまだそれがやられていないと。それは何か事故があったために使用できなくなって数カ月使えなくなったのか、あるいは全く撤去するためにそういう形で使用中

止になっているのか、そののところもひとつお聞きをしたいと思います。

それから、水道の関係ですけれども、先ほども企業だとか、結構これからの開発の問題で、そのほうのところの給水なんかについてはカウントされていないくて、単なる個人的な人口の減ると、それから個人世帯がふえていくとの関係だけで給水人口と有収率を決めたのでしょうか、そのところをもう一度お聞きしたいと思います。

○川口浩史委員長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 遊具の関係でございますけれども、健康遊具にしても、子供の遊具にしても、木製のものについて結構期間がたって、下のほうが腐ったりなんかして危険だということで、撤去はしております。実際に、その後設置すればいいわけなのですけれども、その辺がされてきていない状況でございます。それにつきましては、今この辺のところもある程度整備してフィットネスをどういうふうに活用するかということについても、これからちょっと検討していかななくてはならないかなというふうには考えております。そういう関係で、壊れたところをすぐつくってしまうというのではなくて、その辺のところについても計画的な方法を考えていければなというふうに考えております。

それと、今、複合遊具のほうが、滑り台の部分が使用禁止になっているのですけれども、それについても壊れかけておまして、いつ崩れてしまうかわからないような状況でございます、それで使用禁止にしてあるわけな

のですけれども、その辺についても撤去する計画でおります。ですから、それについても今後どういうふうにするか、どういう遊具を置いていくとか、そういうものについても今後、その辺につきましては整理して計画を立てていきたいと思っています。

以上です。

○川口浩史委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

先ほどの人口と工業関係とか、その辺も含めての想定かというお話ですが、基本的には人口の増減のところを重点的に勘案をさせていただいております。

以上でございます。

○川口浩史委員長 河井委員。

○河井勝久委員 そうすると、公園の関係ですけれども、すべての遊具が使用できなくなった時点で、例えば公園としての使用方はもう考えているという形になれば、全く使えなくなった時点で更地化して、将来的には別の公共施設か何かをつくる時とか、あるいは全く違う形で将来的な考え方というのは出てくるのでしょうか、そのところはひとつお聞きしたいと思います。

それから、水道の関係ですけれども、商工業の関係についてはカウントされていないというお話で、単なる人口の増減の関係での有収率という形になってくるのですけれども、そうすると、これだけでいくと、これからの水道事

業の中では水道財源が相当少なくなってくるのだらうというふうに思っています。そうすると、これから事業を展開していくについても大変なことになっていくのかなというふうに思っているのですけれども、そこら辺のところはどういうふうに将来的には考えているのでしょうか、そこをお聞きしておきたいと思えます。

○川口浩史委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 フィットネスパークの件ですけれども、現状町では、担当課からは遊具が壊れたから新しくつけたいということで予算の請求が上がってまいりました。そういう中なのですけれども、今もちょっとお話がありましたけれども、健康遊具というか、健康事業としてそういうものを取りつけた。しかし、実際はそういう形でいっているのだらうかという面、それからあそのところで実際今活用していただいているのは何歳ぐらいの子供が多いのか、それによって遊具も違ってきますし、活動行動が違うわけですから、小さい子と幾らか大きい子と一緒にのところでまぜ合わせてやったりなんかということになって、事故でも起きないか、けがでもしないかというような、いろんな問題が想定をされてきます。そういう中で、町民ホールで小さい子供の今度事業が始まりますので、そういう人たちのご意見を聞きながら、あそのところ、公園をどういう形でやっていったらいいのだらうかということをご意見を聞かせてくださいということで、フィットネスのところに掲示か何かでやるよという指示を出してあるのですが、そういう意見を聞きながら、あその

ところをどうやったら、本来の遊園地であれば遊園というか、そういう遊び場であればそういう形のほうが活性化ができるということであれば、どの方向を向いたらいいのかということも今検討をしているところでございます。それによって、どういうものをつけたらいいのか、何歳ぐらいのがいいのか、今まではある道具でずっといくのがあるから、それが壊れたからまた同じようなものをつけるとか、今あるような滑り台がついたような重いものがあるから、それが壊れたからまたつけるということではなくて、総合的に検討して取りつけていこうということで、今情報を集めて検討をしている最中でございます。

○川口浩史委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

これから人口が減になっていくということで、水道の経営が非常に厳しくなるのではないかとございまして、これご指摘のとおり、人口が減になっていきますと収益も当然減ってきますので、水道経営が非常に厳しくなるのは嵐山町だけでなく全国的にそういうふうに言われております。ですので、収入に見合った費用の使い方、その辺についても精査をしながら、使える施設はなるべく町事業で使えるように、そういうふうなこともしながら、なおかつ老朽化が進みますと、どうしても更新という機器だとか設備が当然あるわけですが、それも経済的な方法で整備をし、経営費用の軽減に努めていく必要があると、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○川口浩史委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今回の件の補足になりますけれども、先日も水道協会の県の総会がございまして、そこでも話になっているのですが、今も課長答弁の中にありましたけれども、施設はどんどん年々老朽化をしまいであります。それで、今ある水道管を直し、例えば1%直していけば100年かかるわけですね。そうすると、今の水道管が何年もつのか、今あるのが何年直していったらこのまま使い続けていけるのか、それと耐震の水道管がどれぐらい今設置をされていて、これから先どうなるのかというようなことも全部含めて、全国的に今水道管をこれから布設替えをしていって管理をやっていくというのが大変な課題になっております。それが1%で100年、2%で50年、ですから何年もつのか、今のがどこでどう直さなければいけないのかというのは、議員さんおっしゃるように、人口の減少を、うちで若い世代が減ってくる中でどう維持管理をしていくのかというの、大きな問題であるわけです。そういうのも踏まえて、長いスパンで、嵐山町の水道行政がしっかり安全な水を安心していつでも使えるような体制を持続可能な状況で持っていくということを基本に考えながらやっていかなければいけないというのが、基本に思っているところでございます。

○川口浩史委員長 ほかにありますか。

柳委員。

○柳 勝次委員 1点だけお尋ねいたします。

76 ページの水道関係なのですからけれども、クリプトスポリジウムですか、この対策なのですからけれども、たしか4～5年前にある日突然というような感じで、これ何とかしなくてはというような計画があったのだと思うのです。そのとき、たしか法的に何か義務化されているのかなというような話もあったのですけれども、いまだに何もやっていないということは、恐らくそういうことはないかなとは思いますが、いずれにしても対策を進めますということで、10年のうちにやるのかなと思うのですけれども、要はお金が億の単位でたしかこれがかかったと思うのです。ですから、長期的な計画をしていく必要があるかと思うのですけれども、もちろん具体的にはないのだと思うのですけれども、その辺の計画についてお尋ねいたします。

以上です。

○川口浩史委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

クリプトスポリジウム対策の施設の整備の関係でございますが、これにつきましては、通常整備をするときには日常の大腸菌、指標菌というのがございまして、クリプトスポリジウムの汚染の可能性が疑われる場合の指標菌というのがありまして、その指標菌につきましては大腸菌が検出をされる、あるいは濁りが増してくるとか、そういうふうな状況のときに、それが1回、2回、こういうふうな形で検出される場合には、厚生労働省から指導が来まして、その整備を早急にとということになるわけですから、嵐山町の場合、

ここ数年来にはこのような状況にはなっておりませんので、今のところ
そういうことが起きる気配があれば整備をしていきたいと、そういうふうなこ
とで長期的な計画の中で位置づけをさせていただいているところでございま
す。

以前に話題になったのは、個人町名を出しては失礼だと思っておりますけれ
ども、越生町で一時期そういう国内で初めての事件がございまして、その後
その辺の話題が全国的に注目された。そういうときにその辺の話がありまし
て、その辺の委託によりまして、仮に整備をしていったらどういうふうになる
のかなというそういう委託事業もやらせていただきましたので、そのときにお
話を申し上げたことなのかなと、そういうふうに思っておりますので、長期的
には当然計画の中には位置づけとしては重要な位置づけとして計画をさせ
ていただいているところでございます。

以上でございます。

○川口浩史委員長 柳委員。

○柳 勝次委員 10年間のうちにやるのかなと、この書き方だと思ったの
ですけれども、今の話だと、そういった菌が出なければやらないで、出た時
点で考えるというようなそんな答弁もあったのですけれども、その辺につい
てどういうことなのですか、やるのですか、やらないのですか。

以上です。

○川口浩史委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えいたします。

ですから、先ほど申し上げましたように、指標菌等の検出がされた時点で実際的には整備について考えていきたいと、そういうふうに思っております。他の事業体で県内でも実施をしているところがあるのですけれども、そういうふうな形でやられておるといのが実態でございますので、嵐山町についてもそのような対応でさせていただければと、そういうふうに考えております。

○川口浩史委員長 ほかにありますか。

清水委員。

○清水正之委員 この総合振興計画は10年間のスパンでやると、嵐山町の将来をつくるのだということなのですけれども、私は20年、30年先を見越した10年間でもいいのではないかなというふうにも思います。そういう面では、町長そのものも豊かな自然というものをこの総合振興計画の中で一番先に位置づけをしている。嵐山町の財産というのは、それこそ豊かな自然が1つの大きな財産なのだろうというふうに思うのです。そういう面では、アンケートの中でも、自然の豊かさ、それから空気がきれいなことというのが1位、2位になっているし、行政に望むものも自然の保全というのが3位になってきている。そういう面では、61ページなのですけれども、里山の保全なのですが、保全だけをしていくような何か夢のない計画だなというふうに思うのですけれども、そういう面ではこの部分が嵐山町に夢が語れる部

分なのかなというふうにつくづく思うのです。そういう面では、蝶の里を中心にした蛍があるわけですがけれども、私、ほかの地域はわかりませんが、志賀の中でも蛍が飛び交う場所が出てきている。今も多分いると思うのですが、トウキョウサンショウウオもいるところもある。オオタカの巣もある。そういう面から考えると、確かに土地利用計画の中では緑地地域が町有地の部分の里山地域に当たっているのかなというふうに思うのですが、それを活用した町の活性化みたいな形でのメッセージというのがこの中では伝わってこないのですが、それこそこの自然を生かした観光的なものが果たしてできないものかな。全国ではそれこそ葉っぱも数千万の収入を上げているところもあるわけで、そういう町の財産の活用をどう図っていくかというのがこの部分ではないかなというふうに思うのです。

そういう面では、これちょっと課長と休み時間にたばこを吸いながら話をしていたのですが、そういう希少動植物のある里山づくりだとか、それこそ山菜があつてとれる里山づくりだとか、小川ではカタクリの里というのがあると思うのですが、そういう将来を見越した里山づくりというものが果たしてこの10年間でできるかどうかは別にしても、そういう夢のある事業展開というものができないものだろうかというふうに感じているのですが、そういう面では今ある里山と言われている部分だけではなくて、もっと計画的にそういう部分も含めて、行政が観光も含めたそういう里山づくりというものが果たしてできないだろうか。

そういう点では、先ほど言ったように、この 10 年間、あるいは 20 年、30 年先を見越した 10 年間であっていいのではないかなというふうに感じているのですが、私はここの部分が嵐山町のある種夢が語れる部分かな、という嵐山町にしていくかという部分に当たるのかなというふうに思うのですが、それが町の活力にもなってくるのかなというふうにも思いますし、先ほど観光客をとという話もありましたけれども、そういう部分での町の売り出し方というのがあるのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○川口浩史委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今おっしゃるとおりだと思うのです。ですから、そういう方向にしたいわけですがけれども、なかなかならないわけなので、どこのところからどうとっついていったらいいのか、ぜひご指導いただきたいと思うのです。

それで、町はどうするのだということなのですが、実はゆうべもテレビを見ていましたら、NHKの7時半からいろんなことをやる番組があったのですがけれども、農業でタイかどこか外国のところに日本の農業者が出て行って、日本で自分の農業をやっていること、そっくりやり方を、向こうに行ってバナナをつくっているのです。それで、バナナを日本のつくり方でやっているあれですということで売り出して、3倍ぐらいの高い値段で向こうで売れているという話がありました。それから、ミニトマトもどこどこでやっているとか、また米をどうするとかというような話がありました。そういうふうにするものに対して国がどういうことで応援をしていこうというような体制でいるのだと。だけ

れども、国でやることなんかは後から追っかけてくるのだから、とても当てにはできない、自分たちの中で同志を集めてやっていくのだというような話になっておりました。まさにそういうことではないかと思うのです。町でこのところの山を何をしてどうしてということではなくて、やっぱり今嵐山町のことであれば、嵐山町の中の全体の資源というようなものも、それぞれの人のインテリジェンスも含めて、何をやって、どうやったらいいのかというそういうものが動き出してきたら、そのところに町は何ができるかというようなことのほうが、活性化というのがいくのではないかなというふうに思うのです。

農業で今までいろんな形で国で助成をしてまいりました。そういう結果がなかなか芽が出ないで、今まで来てしまっている。ですので、それと同じような状況にならないように、民活というものに公がどれだけ応援ができるかという体制、そういうものを話し合いながら模索をしていくとか見つけ出していく、これが今求められているのではないかなというふうに思います。

直接的な答弁にならなくて申しわけないのですが、以上です。

○川口浩史委員長 清水委員。

○清水正之委員 そういう面では、里山の協議会もあると思いますし、そういった知識を持った人たちもいるわけですから、今のそうした場所をどう活用して町の活性化につなげていけるかというものをやっぱり行政のほうから。町長は、その声を住民のほうから上げてもらえるとという気持ちなのでしょうけれども、それこそ一緒になってそういうものを協議するような場所も設けな

がらやっていければ、せつかくある資源ですから、うんと活用方法というのが。今言ったのは私の考え方であって、そういう人たちが寄り集まることによってまた違う考え方も出てくるでしょうし、せつかくある町の資源をどう活用して、どう町に活力を与えるような展開ができるかというのは、私はそういう面では町の活力という面での夢を語れる部分というのはこの部分、この自然をどう活用していくかということなのではないかなというふうに思うのですが、そういう面ではそういう人たちの意見も含めて、そういうことになると必然的にボランティアそのものも多くなってきますね、そういう形の展開というのが、10年間という長いスパンがあるわけですから、できないものかなというふうに思うのですけれども、どうでしょう。

○川口浩史委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 そのとおりなのです。それで、実際問題、嵐山町の資源、魅力というものを少しでも上げるために、例えば観光協会の皆様方が河川のごみ掃除をしたりだとか、いろいろなところに木を植えていこうだとかいうようなことというのも、やっぱり魅力を少しでもアップをしていく、そういう努力をやっていただいているわけで、それらがより広まっていけば、里山の手入れをしていただいている人たちもそうですね、いろんなことがやっている中で、嵐山町の自然、それをさらに魅力グレードアップしていく、そんなようなこと。そして、何度も言っていますが、嵐山町の魅力アップ大作戦のような話し合いの場が交流センターの中で自然発生的にできて、ちょっとどうだいという

ような会ができるような、そういう形の誘導と言うとちょっと言葉がおかしいですけれども、そういうようなことができないだろうか、そういう話し合いをしませんかというようなことは、そういうところを使ってできていくのではないかな。それには、だから観光協会の皆さんをはじめとして、オオムラサキの自然の会の皆さんだとか、いろんな方がいらっしゃるわけですから、林業研究会の人たちもいらっしゃいますし、炭焼きを今一生懸命勉強しているわけですので、そういうようなことだとかというのも含めて、嵐山町の自然、それでそのほかにも文化団体いっぱいあるわけですから、そういう人たちが歴史をどういう形で嵐山町の資源として、こういう観光だとか産業に結びつけられるかというのも含めて、そういう話し合いの場というようなものが考えていければというふうに思っています。

○川口浩史委員長 清水委員。

○清水正之委員 最初は現実離れした話でもいいかなというふうに思うのです。やっぱり現実から出発すると、どうしても小さいほうに固まってしまうので、それこそ現実離れした話からのほうがもっとスケールの大きい事業展開ができるかなというふうには思うのですけれども、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○川口浩史委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○川口浩史委員長 質疑がないようですので、第4の区分、第2章「まちづくりの将来像」中第3節「土地利用構想」の「6森林地域」、「7緑地保全地域」及び「8自然とのふれあいゾーン」並びに第3章「施策の体系」中の第3節「水と緑に恵まれたうるおいのあるまち」、第4章「重点的施策」中の第3節及び第5章「各施策の内容」中第3節までの質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時15分

○川口浩史委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、第5の区分、第3章「施策の体系」中の第4節「歴史・文化のかけがえなく子ども笑顔あふれるまち」、第4章「重点的施策」中の第4節及び第5章「各施策の内容」中第4節までの質疑を行います。

ページ数で申し上げますと、16ページ、19ページ及び79ページから98ページまでです。

担当課は、政策経営課、こども課及び生涯学習課であります。

それでは、質疑をどうぞ。

河井委員。

○河井勝久委員 80ページですけれども、新規事業の中で児童館の事業が入ってきたのですけれども、児童館については前も町の要望が強かった

という話も聞いていたこともあったのですけれども、嵐山町でも子育て事業の中の1つなのかなというふうに思っているのですが、これについてはいつ予定しているのでしょうか。放課後子ども教室等の関係でいくと、今各小学校等でもあるわけですけれども、そういう関係でいくと、児童館が何カ所ぐらいを予定をされてきているのでしょうかを聞いておきたいと思います。

○川口浩史委員長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、お答えをさせていただきます。

児童館につきましては、ご承知のように、児童福祉法に規定があるところでございまして、児童厚生施設として子供に健全な遊びを提供して健康を増進すると、そういったような施設の1つでございます。今の要望が強かったというようなお話もございました。いつ予定をしているかというようなお話もありました。その辺については、今後やっぱり具体的な検討はしていかなければならないというふうに思っております。

80 ページを見ていただきますと、新規に箱物をつくるというのではなくて、やはり既存施設を活用した、いわゆる児童館機能の整備を推進したいというふうな考え方を持っておりまして、先般、機構改革等もございました。例えば、公民館を廃止して、中部、そして南部のほうに3つのふれあい交流センター等ができますと。

私ども所管課の考えといたしますと、例えば中央部にありますそういった

交流センター、こういったところも考え方に対応できるものの一つとして、拠点として考えられればというふうには考えておりますけれども、まだ庁内協議とかそういうものしてあるわけではございません。スペースの問題であるとか、人員配置の問題であるとか、さまざまな課題等もありますので、そういったことも含めて今後検討していければいいかなというふうに考えております。

以上です。

○川口浩史委員長 河井委員。

○河井勝久委員 開設に当たってはいろいろな検討がされてくるというふうに思っているのですけれども、児童館は、そこをする場合には、一定の必要なものというのがまた取りそろえられてくるような気もするわけです。図書だとか、いろんなものもそろえられているようなところも多いわけですが、そういう関係も出てくるというふうに思います。あと、土休日、あるいは祝日も開放されるというのがやっぱり児童館の一番の目的になっていくのだろうと思うのですけれども、そういう面では今後の課題なのですけれども、土休日の開放という形になってくるのでしょうか。

○川口浩史委員長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 お答えをいたします。

簡単に申し上げます、例えば公民館の子供版というようなことでございまして、そこには当然、委員さんのほうからお話がありました図書であるとか、そ

ういったもの等も必要かなというふうに思っております。最大のものは、そこにどう指導者がいて、例えばイベントであるとか、そういったものをどう組んで、そこにどう参加していただくかと、そういったものも考えていく必要があるかなというふうに考えています。

土日、祝日、この辺については、委員さんおっしゃったとおりかというふうに考えております。

以上です。

○川口浩史委員長 ほかにありますか。

畠山委員。

○畠山美幸委員 3点についてお伺いします。

まず、80 ページの地域子育て支援センターが現在1カ所設置してありますけれども、今の現在の場所と、今後中学校区でもう一カ所だと思うのですけれども、ふやすという内容をお伺いします。

それと、次の82 ページですが、基本的な方針の中に、今後保育条例は病後児保育を、サービスをやりますよと、充実を図りますよということが書いてあるのですけれども、現在は病後児保育はやってなかったのですよね。今後どちらの保育園で。すべてでやるのではなくて、どこか1カ所でとか、その辺どこでやるのかお伺いします。

それと、90 ページの中の新事業で緑の学校ファーム推進事業という内容がございます。こちらは、今志賀小学校さんが学校ファームはされている

のですけれども、菅小さんですとか、七小さんも学年によっては何か農作物をつくっていますが、大々的にやるのかどうなのか、事業の内容をお伺いしたいと思います。

以上です。

○川口浩史委員長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、まず最初に 80 ページの地域子育て支援拠点事業の関係についてお答えをさせていただきます。現在どこかというふうなことですけれども、これは若草保育園のほうでやっていたいております。ここにも書いてありますように、各中学校区に1カ所を設置してというふうな県のほうの考え方等もありまして、そういう指導もありますので、そういった対応を図っていきたいというふうなことで考えていきますと、もう一つについては菅谷中学校校区という中で、具体的に今後検討していくものの一つとしては、例えばおもちゃ図書館とか、そういったところを視野に入れて検討していければいいかなというふうに考えております。

それから、続いて 82 ページの病後児保育、これにつきましてはどこの保育園かというふうなことで。現在はやっていないわけですが、当初予算のほうでファミリーサポートのほうの予算を、多分 75 名ぐらいだと思いますけれども、お願いしてございます。ですので、23 年度から、そういったファミリーサポートの対応等で病後児保育のほうの対応等も含めてやればということで、これについては動き出したいと、23 年度から動き出せばいい

かというふうに考えております。

続いて、90 ページの緑の学校ファームの関係でございます。委員さんのほうから、志賀小というふうなお話がございました。これについては、現在は全校で対応しております。すべての学校において、それぞれの実情に応じてやっております。

今お話ありましたように、志賀小学校については、地元の農家の皆さん等にもご協力いただきまして、いわゆる畑をそこで、簡単に申し上げますと、種まきというのでしょうか、種をまいたり、それから苗を植えたり、そういったところから収穫までの一貫したものを4年生が中心になってやっているんですから、草取りもやると。そういったような大々的にやっているのが志賀小と。

そのほかにも、菅中においては、校舎のわきのほうの畑ですけれども、大根、白菜、もろもろそういったものをつくってございまして、給食のほうへも提供していただきまして、いわゆるそういった対応、あるいは小学校につきましては田植え体験、こちらも田植えとそれから収穫体験、こういったようなことで全校対応していると、こういう状況でございます。

以上です。

○川口浩史委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 では、中学校区のほうで1カ所ということは、おもちゃ図書館ということでご答弁がございましたが、そうしたら、今若草でしたら先生が常時いらっしゃいますけれども、おもちゃ図書館も、おもちゃ図書館の何とい

うのですか、管理人ではなくて.....

〔「おもちゃ図書館のようなところ」と言う人あり〕

○**畠山美幸委員** おもちゃ図書館のようなところというお話でしたけれども、保育園でのお考えはないということですね。

それと、あとここのところ漏らしてしまったのですけれども、80ページのつどいの広場事業というのがあるのですが、現在はゼロですよ。今後、1カ所設けて、年500人を集っていくという内容があるのですけれども、この事業の内容もどこでやるのか、お伺いしたいと思います。

あと、病後児保育に関しましては、ファミリーサポート予算を使ってということで。ファミリーサポートというのが私よくわからないので、説明をお願いしたいと思います。

あと、学校ファームのほうは、前倒しで現在小学校でやっているということで、新規と書いてあったので、また何か新しいことが始まるのかなと思ひましてお伺いしたのですけれども、何か新しいことはないのかあるのかをお聞きしたいと思います。

以上です。

○**川口浩史委員長** 小林こども課長。

○**小林一好教育委員会こども課長** 支援センターで保育園はどうなのかというふうなことでございますけれども、例として今おもちゃ図書館という形で申し上げました。ご承知のように、人的な配置もありますので、当然保育園

等も含めた形で検討はなされるかなというふうに思っていますけれども、ただこちらとしては、人的なものがクリアできれば、やっぱりおもちゃ図書館あたりが一番いいかなというふうには考えております。

それから、ファミリーサポートの関係とつどいの広場については、後ほど副課長のほうから答弁させていただきます。

それから、緑の学校ファームですけれども、新規というのはこれはどういうふうな内容かなというふうにも考えるのですけれども、全校で取り組みをしていますので、その辺を当面は継続ができればと。そういう中から、やっぱり地元の方と交流というのでしょうか、例えば志賀小なんかですと、お芋をとって、それをふかして、一緒に交流会をやったりとかやっています。ですので、そういったものを例えば各校に拡大ができるかどうか。ただ、実情とかもありますので、それを全校できるかどうかはなかなか難しい部分もあるのですけれども、例えばの例ですけれども、そういったようなことも含めて、今後としては検討ができればいいかなというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

○川口浩史委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 それでは、つどいの広場とファミリーサポートセンター事業についてお答えさせていただきます。

つどいの広場事業でございますが、これは子育ての親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図るという場でございます

す。場所といたしましては、今県内でも何カ所かやっておりますけれども、公共施設の空きスペースだとか、商店街の空き店舗、民家やマンション、アパートの1室等を借りまして、実施しているところでございます。

次に、ファミリーサポートセンターの内容でございますが、先ほど課長からも答弁ございましたが、23年度当初予算のほうで、ファミリーサポートセンター事業ということで予算化をさせていただいております。これにつきましては、病児・病後児保育をメインに考えておりましたところ、病児・病後児保育等費用的にはそれほどかからなくても、病児・病後児なり、お子さんについても保育ができるということで、ファミリーサポートセンターのほうで考えさせていただいております。

内容といたしましては、ファミリーサポートセンターというのは、サポーターさん、要するに保育を、お子さんを預かることができますよというサポーターさんと、お子さんを預けたいという利用者、この方たちをコーディネートして、お互いに預ける方と預けられる方、そういった方をマッチングさせて通常の保育をしていただくという仕組みでございます。当然、病児・病後児については、サポーターさんについては講習会等をさせていただきまして、それなりの知識をつけていただいてお子さんを預かるということでございます。場所によっては、病院とか保育園等で病児・病後児保育をやっているところもございますけれども、嵐山町の場合には、病児・病後児につきましてはファミリーサポートセンターを活用しまして対応していきたいということでござい

す。

以上でございます。

○川口浩史委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 ファミリーサポートセンターで対応するということなのですが、ファミリーサポートセンターがどこにあるのですか。

○川口浩史委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 ファミリーサポートセンターという場所ではなくて、お子さんを預けたいという方と、お子さんを預かってもいいですよという方をコーディネートするそういう仕組みなのですね。コーディネーターなのです。ですから、場所というよりも、コーディネーターさんをお願いをするのです。実は、県内でも1カ所、NPO法人でやっているところがありまして、川口とか県南のほうでは実際活動しているところもございます。そこを今視野に入れているのですけれども、そこをお願いして、サポーターさんの講習とか、あとサポーターさんと利用者のコーディネート、そういったものの業務を委託していこうということで考えております。

以上でございます。

〔「どこかに預けるのでしょうか」と言う人あり〕

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 預かる場所ですか。預かる場所なのですが、基本的にはサポーターさんのお宅か、もしくは利用者のお宅、個人契約になりますので。コーディネーター、サポートセンターは法

人としますが、実際の預ける、預かるというのはお互いの相手の個人契約ということになりますので、サポーターさんのお宅で預かるか、もしくは利用者のお宅で預かるかということは、お互いの話し合いの中で決めていくということでございます。

以上でございます。

○川口浩史委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 1点だけお聞きします。これは85ページの開かれた学校づくりの充実ということで、学校応援団の関係が記載されています。学校と家庭、そして地域が一体となって進めていく教育がこれからは重要になってくると。そのようなことで、ここ数年において学校応援団が学校につくられたのだというふうに思っています。先ほども学校ファームの話が出ていたのですが、学校ファームについても通じるものがあるというふうに思います。

今ここで聞きたいのは、各学校の単位で応援団を設置しているというふうに思いますが、Tは関係なく、いわゆる父母の方はよく学校応援団というのを理解しているのですが、一般の住民の人は、地域と言われる人は、とかく内容を知らないのです。それで、学校の学校だよりというものが、よく学校区のが来ますが、そういうところを目を通していけばわかるのですけれども、知らないというところが多いので、学校に運営をずっと任せていくのか、それとも町としても特に大きくかかわっていくのか。

その点のところと同じところで、ここに学校応援団とはということで説明書
きがあるのですが、学校における学習活動、その後の安心・安全確保、環
境整備についてはわかるのですが、学習活動というのは、この間もちょっと
お聞きしたのですけれども、PTAの集まりがあって、若いお母さん方が下の
お子さん方を連れてきたときに、下の別の部屋でその子供たちをちょっと一
時そこで見ていただく。そういうふうなことを言っているのか、ちょっと頭に浮
かばないものですかからお聞きするのですけれども。2点だけ。

○川口浩史委員長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 学校の関係で応援団について、いわゆる
運営について町、いわゆる教育委員会のほうがどこまでかかわっていくの
か、学校主体かと。現在考えておりますのは、やはりいろいろ各学校によっ
て取り組み等も違いますし、そういった観点から、運営等の主体、あくまでも
やっぱり学校が主体であるというふうに考えておまして、そこに、私どもと
いたしますと、どう手が差し伸べられるかというのでしょうか、応援ができる
かというふうな形が基本かなというふうに考えております。

一般の人の理解がというようなお話もございました。今までは、例えば募
集する等も、各学校からその学区の区長さん等を通じて、いろんな応援
団の募集をしたりとかそういったことはやっております。ですので、そういっ
たことを中心にしながら、あとは使うとすればやっぱり広報とかそういうのを
使うしかないかなというふうには思うのですけれども、そういった内容等で周

知、そして募集等をお願いしているというふうなことでございます。

あと、学習活動につきましては、担当の副課長のほうから答弁させていただきます。

○川口浩史委員長 池田副課長。

○池田智恵子教育委員会こども課学校教育担当副課長兼指導主事 それでは、お願いいたします。

学校応援団における学習活動のお手伝いの件ですけれども、具体的に申し上げますと、例えば朝自習なんかで子供たちに読み聞かせをしていただいたりですとか、あるいは朝自習の際の丸つけボランティアですとか、そういうことで応援を願いましたり、あるいはまた授業の中で、例えば総合的な学習の授業の中で昔の遊びを知ろうなんていう項目があったりしますと、地域のお年寄りの方に来ていただいて、そういう遊びを教えてくださいましたりですとか、授業の中でも学校応援団の方たちにかかわっていただき、子供の学習活動を助けていただいている場面というのはたくさんございます。

以上です。

○川口浩史委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 地域と行政のかかわり方については、説明していただいたことで理解させていただきました。よりよく学校応援団がこれから進んでいくには、やっぱり学校の発信と地域の理解というのがより多く理解することが大切だと思いますので、よく趣意を見きわめながら、学校にお任せす

るのも結構ですけれども、足りないところについてはいろいろ指導というか対応していただければというふうに思います。

それと、学習活動については、随分きめ細かくやっているのだなというふうに。通常、環境整備ぐらいとかそういうふうなことに思ってしまうのですが、そこまで専門的にやっていただけるというのは非常にありがたいなというふうに思います。

答弁は了解しましたので、ありがとうございました。

○川口浩史委員長 ほかに。

吉場委員。

○吉場道雄委員 今、学校応援団の問題で出ましたので、私もそのところを続けてやらせてもらいます。基本的な方針というのは、各小学校の教育目標、教育計画とその成果等を積極的に公開し、学校・家庭・地域が一体となった教育環境の充実を図りますということなのですからけれども、ここに延べ人数があるのですけれども、300人、また5年後は400人、また10年後は500人ということなのですからけれども、今年の平成22年度の当初予算で中学校2校にできたわけなのです。もうある程度成果が出ておりまして、5年後は多分目標は達成していると思うのです。だけれども、今回、22年度の補正予算で実現せずに、総振というのは23年からの10年間ということなのですからけれども、達成しているところを5年ぐらいの目標を立てているのだけれども、どうしてここに立てているのか、ちょっとお聞きします。

では、ちょっとつけ加えますが、21年度の教育委員会の点検・評価ですか、この中に.....

〔「ページ数は」と言う人あり〕

○吉場道雄委員 違う、点検・評価だから、教育委員会で作った。作った中で、菅谷小学校の学校応援団の人数が130名、七小が70名、志賀小が100名、合計300名ということで、2年前からこの数字が出ているのですけれども、あわせてお伺いします。

○川口浩史委員長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 人数なのですからけれども、これは先ほども申しあげましたですからけれども、毎年お願いするというようなことでございまして、今委員さんのほうからお話がありました菅小130人、七小70人、志賀小100人というふうな数字がありまして、大体このぐらいの数字で推移をしているかなというふうに考えております。中学校のほうもできて対応してきたわけですからけれども、菅中、玉中のほうの関係が今後というふうな形で入っておりますので、300人を載せさせていただいたということでご理解をいただければというふうに考えております。

○川口浩史委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 応援団には、読み聞かせだとかいろいろあるということを知りましたがけれども、緑化ですか、これは七郷小学校だとか玉ノ岡中学校に見た場合、敷地がかなり広いのですよ。やっぱり町の予算だと絶対できない

範囲なので、ある程度、学校応援団みたいな人が数多くここにいないでは絶対やっていけない、いい環境はつくれないと思いますけれども、5年後、10年後、100人ぐらいふやす考えはないのかどうか、お願いします。

○川口浩史委員長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 お答えをいたします。

人数の関係でふやすというふうなお話もあったのですが、人数を目標としてはやはり500人程度というふうな形でこちらとしては考えておるのですが、ちょっと一例を申し上げさせていただければというふうに思うのですが、先日、志賀小のほうで除草作業に地元の人が有志という形で年数回、携わっていただいております。その方が、学校のほうでつくっていただいた礼状のコピーを私のほうにいただきました。非常に心温まるというか、交流というか、そういうようなものがやはり大きな目的の1つであろうかなというふうに考えておるところでございまして、人数をふやすというのも1つ手はあるのかなというふうには思うのですが、先ほどもちょっと畠山委員さんのほうでちょっと申し上げましたのですが、中身を濃くしていくのでしょうか、そういうようなこと取り組みもやはり考えていくのか、必要というか、そういうものがこちらとしては考えていきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

以上です。

○川口浩史委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 やはり子供たちは弱いものであるし、やっぱり地域で守らなくては大変であると思いますけれども、やはりさきに長島委員が言ったように、この学校応援団というのはどういうものかというのがまだ知られていない部分もあると思いますけれども、そういうところを周知の方法を考えながら、学校と生徒、地域と一体となる政策でやっていけたらと思いますけれども、よろしくお願いします。要望です。

○川口浩史委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 87 ページ、88 ページ、それから次も続いていくのですが、なかなか夢がない、夢がないと言っていますけれども、私はこの部分は本当に嵐山が夢を持っていける部分だと思っています。これから 10 年後、20 年後にビル・ゲイツのような人が出たり、それから石川遼君というのが出てくるというのは楽しみにしていくと思うのです。

そういう意味で、一般的な平均的な部分のところはよくわかるのですが、では嵐山らしさとか、「嵐山っ子」とかというものが、要するに1年生に入ったときから3年生、4年生の学力がある子供もいますね。そういうようなある程度ずば抜けて優秀なような子が公立学校に入ってきた場合に、そういうような対応というのは同じような対応が、やっぱり書かれている中ではとられていくのでしょうか。ということで、飛び級とか昔、言うので、私も義務教育の中ではどういうふうな採用があるのかわかりませんが、いろいろな地方

分権とか、そういうことが進んできている中では、嵐山の中でもある程度で
きることもあるのかなと思って、そういうところにも夢を持っていくようなことも
必要なのではないかと思ったりするので、その辺についてはここにはうたわ
れていないのですけれども、どんなふうな扱いになってくるものかということ
が1点です。

それから、あと最後のほうで文化財の保存と活用になっていくのですけ
れども、92 ページですか、この辺もどのような。公有地化ということが5年後
で80%ですから、その辺まで進んでないと、なかなか杉山城あたりを利用
したりとかという町の動きは難しいのでしょうかけれども、この辺も本当に武
蔵武士の嵐山しか持っていないものがあるわけです。菅谷館があったり、そ
れから杉山城があったりすると、本当に中央あたりを真ん中にして、「国盗り
物語」というようなあるゲームソフトがありますけれども、そういうようなもの
を、ソフトではなくて、実際に自分の生身の体を動かして嵐山でやってみると
か、そういうような活用方法もあるかと思うのですけれども、どのような活用
が図られていくのかなということをお尋ねしたいのですが。

以上です。

○川口浩史委員長 池田副課長。

○池田智恵子教育委員会こども課学校教育担当副課長兼指導主事 ただ
いまの委員さんのご質問ですけれども、今学校でも非常に個に応じた指導
ということに力を入れてやっております。議員さんおっしゃるとおり、子供に

はいろいろおりました、とかく下位の子供の力をアップさせるということに目が行きがちですけれども、ただいまのお話にもありましたとおり、力のある子供の力をさらに伸ばしていくということもこれからは重要なことではないかと思っております。

そういう中で、学校でも指導方法の工夫ということを日夜研究していただき、例えば全部クラス同じ、1組は1組、2組は2組という形ではなく、教科によっては習熟度別クラスという方法で子供各自の力に合ったクラス分けをして、1つのクラスをさらにまた細かくクラス分けをした学習の場ですとか、そういうことも今研究をしているところでございます。また、これからも指導法の工夫ということで研究をして、個に応じた指導を深めていきたいと思っております。

以上です。

○川口浩史委員長 植木副課長。

○植木 弘教育委員会生涯学習課生涯学習担当副課長 答えいたします。

史跡の活用ということでございますけれども、95 ページの杉山城の公有化というのをまず上げさせていただきました。これにつきましては、25 年度以降、現在では公有化に着手したいということで準備を進めております。それと並行して平成 22 年度には杉山城の保存活用検討委員会というのを立ち上げまして、一方で公有化の準備、そして一方ではどのように活用ができ

るか、整備も含めまして活用についてのさまざまな課題について今検討を始めたところでございます。

そして、菅谷館跡につきましては、現在県有地で埼玉県が管理をしておりますけれども、杉山城を含めまして比企城館跡群ということで、松山城、小倉城とともに4城が指定になっておりまして、これらを含めた総合的な活用ということで、連絡調整も密に会議等を行って連絡をしております。そういったほかの城館跡群の史跡とも、あるいは他の自治体や県とも十分連携をとりながら、どんな活用ができるかを十分検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○川口浩史委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうしますと、習熟度別にはやはり期待がかかると思いますし、私らも委員会で校長先生方のお話を聞いたときに、一人一人をスーパースターに育てなくてはいけないのだという先生方への要請というのですか、ご苦労というのは本当に大変なものだと思います。ですけれども、そこにやはり輝く子供たちがいるわけなので、そこに当て方によっては本当に個性が豊かで伸び方が違ってくるのだと思うので、ぜひとも、その子その子のやっぱり個性、特性があるわけなので、優秀な子には優秀な指導をしてあげたいし、そこまでいかない子もいたとすれば、それまで平均に追いつくようなまた指導も必要だと思うので、ぜひとも、平均化ということだけではなくて、

特に伸びる子供には光も当ててやってほしいなというふうに思います。

それと、あと文化財の関係も、今植木さんが答えていただいたように、比企郡ということであれば、そういう形の広域の連携したようなことをやれることによって、杉山城なら杉山城に来ていただくことも大事なことだと思うのですが、そういう形で1つの歴史の遺産を守り、そして広く全国的にも広めていただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。

○川口浩史委員長 まだ質問者はいますね。

〔「あります」と言う人あり〕

○川口浩史委員長 審議の途中ですが、ここで休憩といたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時29分

○川口浩史委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第5の区分の審査を続行します。

それでは、質疑のある方どうぞ。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、ページ数で87ページになりますけれども、学力、それから規律ある態度と体力というような達成目標がありますが、学力についてはすばらしいかなというふうに、今後の10年後を見据えてもよろし

いかなというふうに思いますが、その下の体力テストが県平均を上回っているということですが、反対に下回っている部分についてどのようなものがあるのか、お尋ねします。

それと、次のページになるのですけれども、教職員さんの資質の向上という部分に努めたいということですが、特別にこれはこの点を改善しなくてはならないというようなものがもしあるようでしたら、10年後の計画ですけれども、お尋ねをします。

それと、児童生徒の運動不足ということがその下に掲げてあります。そういった中で、かなり運動にも力を入れていると私は思っておりましたけれども、何か劣っている部分等があって、今後充実が図りたいというようなところが現時点で見受けられましたら、答弁していただければと思います。

それから、給食の関係になってくるのですけれども、4月以降は学校給食の地元の農産物の活用というようなふうに入っております、現時点でも活用している部分もかなり多いのでしょうかけれども、年間を通しますとどのくらいの程度、何が不足して、どういったものが充実ができているのか、お尋ねします。

それと、91 ページになりますが、生涯学習の関係なのですけれども、自主グループ数というものが現在は2グループあると、これから5年たとうが10年たっても2グループぐらいだということなのですが、生涯学習講座からの発展した自主グループ数というものが余りにも少なく、この辺の指導につ

きまして今後どんなふうに取り組んでいくのかお尋ねをし、現在どんなようなグループが2グループになっているのか、お尋ねをいたします。

あと、93 ページですけれども、総合型の地域スポーツクラブ数というものが現在はゼロということですが、これから町でもその設立が課題となるということですが、どのようなものを総合的にやって、1団体というような形ですが、5年後にはどんなふうな展開を考えているのか、お尋ねします。

以上です。

○川口浩史委員長 池田副課長。

○池田智恵子教育委員会こども課学校教育担当副課長兼指導主事 それでは、まず私のほうからですけれども、3つの達成目標における県体力テストの県平均の件でございます。まず最初に、お話ししたいのは、埼玉県の場合は、非常に全国の中でも体力については県平均が上位であるということを一先最初に話ししておきたいなと思っております。嵐山町をそこで見た場合、下回るものということですが、小学校では投力ですとかあるいは50メートル走など、中学校では握力などもちょっと低いかなというところがございます。普段の体育の授業の中でも、これらのことに焦点を当てて、嵐山町の体力向上推進委員会等でも対策を練って、今各学校ごとに一生懸命取り組んでいるところでございます。

次に、88 ページにございます教職員の資質の向上という点でございます

けれども、ここにも書いてあるとおりでございますが、嵐山町にも各種教員の研修会、それから研究会もございます。これらを充実させ、いろいろな学ぶ機会を設け、教職員の資質向上に今後も努めていきたいと思っております。

それから、3点目、運動不足の件ですけれども、運動不足、運動離れの件でございますけれども、ただいまもお話ししましたが、まずは体育授業、それから業前・業間運動、これは授業の前に縄跳びをしたりですとか、マラソンもあります。これは学校全体で取り組んでいるものでございます。そういう運動等をしたり、あるいはまた小学校ですと、縦割り遊びのようなものを通じて、同じ学年の子だけで遊ぶということだけではなく異学年で遊ぶことによって、小さい子にも無理なく運動する機会をふやすとか、そういう工夫を行っております。その他、体育祭など体育的行事等の充実を図りながら子供の運動不足、運動離れ解消を目指しております。

以上です。

○川口浩史委員長 小林学校給食センター所長。

○小林秋男教育委員会こども課学校給食センター所長 それでは、地元農産物の利用につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。今現在、地元産につきましては、いきいき野菜出荷組合、主としてこの組合のほうから納入をしていただいております。平成22年度、先月2月分までを集計してございますので、ちょっとお話ししたいと思います。主要農産物、ジャガイモ、

タマネギ、長ネギ等9品目につきましては、平成22年度2月まで全体の29.8%納入をしていただいております。昨年につきましても同じぐらいありまして、これであと3月の使用を入れますと、国、県のほうで指導しております30%ぎりぎりに行くのではないかというふうに思います。

以上です。

○川口浩史委員長 金井中央公民館長。

○金井敏明教育委員会生涯学習課嵐山中央公民館兼(仮称)ふれあい交流センター建設担当館長 それでは、私のほうは、91ページの生涯学習講座から発展した自主グループ数の目標数値と、それからどのような団体があるのかというお話だったかと思うのですが、それにつきましてお答え申し上げます。

まず、生涯学習講座といいましても、私、今公民館のほうでさせていただいておりますが、公民館に限らず、ほかの他の施設といたしましても、生涯学習ということで自主的なサークル活動等をされている団体が多々あるかと思いますが、公民館に関してのことでお話し申し上げれば、まず自主グループにつきましては、講座を年に開催する中で、過去の例を見ますと、平成21年度につきましては、健康ピアノ、童謡叙情歌を歌う会等、そういった講座から2つの会が発生いたしました。今年度につきましては、20何講座かやるうちの中で既に4つの講座から4つの団体が新たに発生しております。これに当たりましては、特にあくまで自主的ということでございますので、何ら事

務局のほうから支援をすとかという形ではございませんが、講座の受講生の方から講師等の連絡先等を聞かれた場合には、そういったことでお話しすとか、そういった助言等をする程度で、あくまで町民の皆様みずからがこういうことでこの学習を続けたいということで発生したものでございます。

それで、年によっては、特に何人かの方が中心となってこの講座を進めていこうというお話があっても、なかなかまとまらず、発展には至らなかったということも聞いてございますので、あくまでここに年2グループというのは目標で、このくらいずついけば5年で10グループになるわけですが、そういったことでの目標数値として設定をさせていただいております。

以上です。

○川口浩史委員長 大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 私のほうからは、総合型地域スポーツクラブ数ということでお答えさせていただきます。総合型地域スポーツクラブといいますと、身近な地域でスポーツに親しむことができる新しいタイプのスポーツクラブでありまして、子供から高齢者まで多世代にわたり、それからさまざまなスポーツを愛好する人たちが多種目にわたって、それから初心者からまたトップレベルまで、それぞれの志向やレベルに合わせて参加する多志向型といったような特徴を持った地域住民によって自主的に運営されるスポーツクラブでございます。

目標の現状値がゼロ、それから目標値が5年後が1団体、10年後が1

団体という数値でありますけれども、嵐山町1万9,000人の人口規模でありますと、5年後に1団体立ち上げられ、そしてまた10年後、それが継続して発展できればいいかなということで設定させていただきました。

以上です。

○川口浩史委員長 松本委員。

○松本美子委員 すみません。再質問させていただきますけれども、体力的には県平均がかなり上だというようなお話で、小中学校とも握力や50メートル一歩等々しっかりと取り組んでいるというようなお話ですので、引き続きよろしく願いして、体力がなかったらやっぱり勉学にも励めないかなというふうな気持ちもしておりますので、引き続きお願いしたい。

それから、教職員の資質というところに少し私こだわっていますけれども、各種の研修会とか研究会というものは充実させているということは承知していますけれども、特にどのような、この内容をちょっと教えていただきたかったのですが。この文章どおりでしたら文章どおりでわかっていますから、この内容をすみません。

それと、児童生徒のことは、先ほどの体力にもかかわってくるということで、マラソンや縄跳びとかそういうようなもので、これ以外にもほかにもこれからは進めていきたいような内容的な事業があるのか、お尋ねをさせていただきます。

その次の地元産の農産物の関係で、学校給食のほうへということで、ジ

ヤガイモやタマネギというものは前からずっとでしたけれども、新しい品目については、なかなか出てこないということでしょうか。それとも、いきいき野菜の組合等では、そのほかには指導というか、納めるような物がまだできていないということなのでこの3点の品目にかかわりがあるって、ほかの物はなかなか難しいということで理解してよろしいでしょうか。

その後ですけれども、自主グループ数の 91 ページなのですけれども、私の見方が少し違っていただけだと答弁の中でわかりましたけれども、最終的には4つなり6つなりとふえていきたいというような数の掲載だったというようなお話のようでしたけれども、あくまでもこれは支援はないということで、自主的にそれぞれの方たちが頑張っってやっていくのだということなのですけれども、例えば助言というようなお話も今ありましたが、それは具体的にはお話をしてみないとわからないという部分もあるかわからないのですが、今で考えられるようなことがもしありましたら、お願いします。

○川口浩史委員長 池田副課長。

○池田智恵子教育委員会子ども課学校教育担当副課長兼指導主事 それでは、私のほうから教員資質の向上ということに関しての研修会ですとか研究会等の充実ということなのですけれども、まず教員の資質という点からですと、ちょっと今ここでこういうのが資質だとは一言では言えない部分がたくさんあると思います。やはり教職員の人間性ですとか、そういうものをいろいろ高めるためにいろいろな研修会や研究会を充実させ、勉強する機会をふ

やしていきたいとは思っております。

具体的な話になりますと、研修会ですと、主にやはり夏に教育委員会主催の研修会を教員対象に開いております。その内容は、人権的な学習であったり、あるいはそのときそのときのニーズに合わせたものをいろいろ教育委員会側も提示できるようにしております。例を挙げますと、例えば今年などは発達障害、こういうものについての研修会を開いております。このように、そのときそのときのやはりニーズに合わせた研修会を教育委員会のほうでやっていくことが大事だなというふうに思っています。

それから、運動不足、運動離れの件ですけれども、今ここに書いてある体育授業、業前・業間運動、体育的行事、ほかにあるのかというご質問でしたけれども、やはり学校の限られた時間の中でございますので、やはりここに書いてあるこれらのことをさらに充実させていくことにより、子供の運動不足、運動離れを阻止したいと思っております。

以上です。

○川口浩史委員長 小林学校給食センター所長。

○小林秋男教育委員会こども課学校給食センター所長 地元産野菜につきましては、いきいき野菜出荷組合の作付計画に基づきまして発注をしております。8品目につきましては、毎年同じように計画が出されておりました。昨年から新しくノラボウ菜が追加になりました。何か新しい物が生産されるようであれば、どんどん使っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○川口浩史委員長 金井中央公民官長。

○金井敏明教育委員会生涯学習課嵐山中央公民館兼(仮称)ふれあい交流センター建設担当館長 先ほど自主グループの関係で助言という言葉で申し上げさせていただきましたが、具体的には、先ほど申し上げましたように、あくまで自主的に皆様方がこれからこの活動をしていきたいということに当たって、幾つか問い合わせがあった中での答えられる範囲での助言ということですが、それにつきましては、まず具体的には講師の連絡先ですとか、公民館講座で行ったときに実際公民館ではどのくらい講師の方に謝金をお支払いしているとか、そういったことを聞かれたりされることがありましたもので、そういった面でのまたお話とか、あとは幾らか頼まれた時の簡単な資料作成とか、そういったことでのお手伝いというのですか、そういったことで方向、やり方、開催だとか、それにつきましては、こちらは特になんかというふうにしてくださいとかいうことはなく、あくまで皆様方のやりやすいような方法での日にち、開催とかで先生と独自で話をさせていただいて進めていただいているということが実情でございます。

以上です。

○川口浩史委員長 松本委員。

○松本美子委員 すみません、私聞き方が悪かったのかもしれないのですが、けれども、ちょっと答弁等が食い違ってきたかなというふうに思っていますの

で。食の重要性というところなのですけれども、いきいき野菜組合から納入されているということは承知していますけれども、現時点ではどのくらいの方が実際的に納入しているのかということがちょっとお聞きしたかったのですけれども。すみませんが、1点のみお願いします。

○川口浩史委員長 小林学校給食センター所長。

○小林秋男教育委員会こども課学校給食センター所長 今現在は、亡くなった方もおりまして、若干人数が減りまして、たしか7名だったと思います。

以上です。

○川口浩史委員長 ほかに。

柳委員。

○柳 勝次委員 79 ページ、80 ページなのですけれども、いろんな子育ての支援をこれから5年、10 年かけてやっていくということで、若い人たちというか、子育てをしていくには随分よくなるのかなというふうに見て感じたのですけれども、その中で、特に 80 ページにあります、先ほども質問出ていましたけれども、例えば地域子育て支援センターだとか、あるいは既存の施設を使った児童館機能を整備するとか、あるいはつどいの広場、こういったいろんな施策があるのですけれども、それぞれの施設を、既存を使ったり、これは空き教室ですか、そういったものを使うのだと思うのですけれども、今言った3つの施策の中で建物がダブることがないのかどうか。特につどいの広場については、先ほど公共施設だとか、空き店舗だとか、空き民

家だとか、そういったものを使って行われるというようなことなのではけれども、例えばつどいの広場は何カ所ぐらいつくる計画があるのかどうか、お聞きいたします。

それから、次の 81 ページに、この目指す指標の中に一時預かり事業、年間利用数が 10 年後はこれ減っているのですけれども、子供の減少を見た中での数字でこういうふうに減ったのかどうか、お聞きいたします。

以上です。

○川口浩史委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 お答えします。

いろんな子育て施策を実施するわけですが、それにつきましては既存の施設を活用していくということで、施設がダブることはないかということでございますけれども、子育て支援拠点につきましては、現在若草保育園さんと、もう一カ所、中学校区に1カ所ということで、施設は検討中でございます。

また、つどいの広場につきましては、先ほど課長からもお話がありましたけれども、おもちゃ図書館であるとか、児童館であるとか、そういったところを活用していくということでございまして、施設をダブってというよりは、子育て支援の内容につきましては、いろんなところで同じような活動をやっていくことはあると思いますけれども、施設がダブることはないというふうに考えております。

また、一時預かりでございますけれども、これにつきましては、次世代育成支援行動計画のニーズ調査によりまして、整合性をとってその数字を決めさせていただいております。

以上でございます。

○川口浩史委員長 柳委員。

○柳 勝次委員 つどいの広場のところの具体的な数字というのは、例えば5カ所ぐらい計画しているとか、10カ所ぐらい計画しているとか、そういったものが、これからの話だと思うのですけれども、あれば教えていただきたい。

きのうもちょっと話が出ていたのですけれども、この児童館というのは、既存施設ということでなごみの施設が問題になっていましたけれども、そういったところも利用するのかどうかということをお聞きしておきます。

それと、先ほどの一時預かりの整合性を持たせるためというのは、しからば何とか計画に整合性を立てた目標は何か理由があるのだと思うのですけれども。いずれにしても、普通目標だとふえていくのが当然だと思うのですけれども、減らしたという何か理由があるのだと思うのですけれども、整合性だけではちょっと理解ができないのですけれども。しかも、5年後はふえているわけです。それがなぜ減っていったのか。先ほど言ったように、子供たちが減少していく中でこういう数字を立てたのかどうか、お聞きいたします。

以上です。

○川口浩史委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会子ども課子ども担当副課長 お答えいたします。

つどいの広場の数でございますけれども、79 ページにありますように、目標値といたしましては、5年後には1カ所、10 年後にも1カ所ということで、とりあえず1カ所を目途に設置を考えております。

それと、一時預かりの数字の減でございますけれども、ちょっと説明が足りませんで申しわけございません。次世代育成行動計画の中で、ニーズ調査と子供の数等を10年間推計いたしまして、その数に基づきまして日数等を、目標数値を決定してございます。

以上でございます。

○川口浩史委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 幾つかお聞きをしておきたいというふうに思うのですけれども。今、松本さんの回答でちょっと気になったのですが、それはまた後で言いますけれども。先生の前で教育の話をするのもどうかなとは思いますが、学校教育あるいは幼稚園教育そのものがやっぱり人間形成をどうつくっていくかということなのかなというふうに思うのです。そのための条件整備を自治体がどうしていくかというのが教育行政なのだろうなというふうに思うのです。だから、ここは余り夢のある話ではないのではないかなというふうには感じていたのです。特に幼稚園の場合は、それこそ賢い子というか、いい子ではなくて、賢い、人の痛みがわかるようなそういう教育ができればいいな

あとというふうに思いますし、特に義務教育の場合は、やっぱり行き届いた教育という点での、私、何でこの10年計画の中で30人学級が載ってこなかったのかなという思いで見えていたのですけれども、そういう面では、やっぱり落ちこぼれをつくらない、行き届いた教育をどう嵐山町の中で進めていくかという面では、一般質問の中にもありましたけれども、30人学級を条例化して確立していくということであれば、人数の心配も、児童の心配も要らなくなってくるわけだし、そういうものがこの10年計画の中でどうして入らなかったのかなという思いでいます。その辺のことについてひとつお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、先ほどの教員の資質の問題で、人間性を高める研修をする。ちょっとどうかなというふうに思ったのです。先ほど課長さんが、志賀小の子供たちが、それこそ午前中の話ではないですけれども、学校応援団の人たちという形で、課長、先ほど読まなかったので、私、きょう自分の分だけは持っています。子供たちが20人の人に、これは学校の除草作業ボランティアの皆さんへというふうに、多分1年生から6年生までの代表者が書いてくれたのかなというふうには思うのですけれども。ちょうど私がもらったのは、4年生のシムラコウスケ君という人です。せっかくですから、ちょっと読んでみたいと思うのですけれども。「いつも寒い中、草を取ったりしてくれてありがとうございます。僕は本当に感謝しています。これからもよろしく願います。ありがとうございました」という文章的には非常に短い文章ではあるので

すけれども、先ほど課長が心温まるという話をしていましたけれども、そういう教育が嵐山町の中ではできているわけですから、私は人間性を高めてというのにはちょっと表現がどうかなというふうには思っているのです。そこはやっぱり教育委員会自身が、各学校でそういう教育が進んでいるだというやっぱり自信を持ってほしいなというふうには思うのです。

そういう面での人間性ではなくて、やはり研修そのものの内容が個人の先生の資質を問う、高めるような教育ではなくて、それから資質ではなくて知識を高めるような研修になってほしいなというふうに感じました。何かあったらお聞かせ願いたいというふうには思います。

それから、今ちょっと何回かの質問の中で、これ福祉のところでもちょっと気になってはいたのですが、10年計画の中で、これから後期高齢者も制度改正が行われるし、保育所の制度改正も今行われようとまさにしています。そういう面では、ここに保育所のサービスの充実というふうに言われているのですけれども、今度は保育所そのものが、措置からある面だと個人が希望して選び、ある面だと個人離れというか、行政は保育所に対しては入れるかどうかの資格だけを審査するというふうになってくるのだと思うのです。そういう制度改正が、後期高齢者なんかも含めて今まさに行われようとしている段階の中で、その改正があった時点でこれを嵐山町として見直していく考え方があるのかどうか。その辺も含めてちょっとお聞かせ願いたいというふうには思います。

○川口浩史委員長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 清水委員さん、3つ全部私のほうでお答えいたします。

1点目の30人学級、行き届いた教育ということで、この計画の中に入れていただきたいという趣旨のお話がありました。一般質問の中で、嵐山町の子供については、1、2年生は1学級が平均25人、3年生から6年生まで1学級平均26.3人、既に30人学級で、実は推計で全部出してみたのです、これからの。そうすると、どんどん今の状況が続くというふうなことがありまして、国も去年の概算要求では、35人学級が一段落ついたら、小学校1、2年生から30人学級ということを出しています。これも先行き不透明ですが、一応評価はしているのです。嵐山町に直結して数値目標を立てるまでいかなかったので、ここは様子見ということで国の計画とあわせてということで載せませんでした。

2点目の教員の人間性を高めるというのは、池田指導主事、議員の皆様の前で緊張してしまって言えなかった分もあろうかと思うのですけれども。教員の資質というのはいろんな見方がありまして、ただし今求められている資質というのは、まず1つは教科の指導力だ。このように教科の内容が高度化してくる、多様化してくる、情報化してくる、国際化してくる内容にきちんと正対しなくてはいけないという要するに教科の指導力。2つ目は、心の問題に関係するのですけれども、生徒指導力。多様な子供にどう対応していくかという生徒指導力。3点目は、そのためにやっぱり児童生徒理解。教員が一

人一人の子供についてまず理解をする、そういう力。それから、流行の部分では、いろいろな保護者への対応力だとか、いろいろあると思うのです。そのために、教育委員会でも教育相談の研修をしたりとか、発達障害の研修をしたりとか、いろんな研修をしてまいりました。それらの結果が、要は最終的に子供の成長にはね返る資質の向上でなければいけないというのは原点だと思うのです。それから、不易の資質と今後求められるであろう流行の資質を踏まえながら研修体系を常に見直していきたいと、こう考えております。ありがたいご指摘でした。

それから、3点目の保育ですけれども、これは教育委員会の職務権限で福祉の部分は外れますけれども、幼稚園との関係がございますので、考え方についてお話。川口委員さんから、国が今子ども・子育て新システムという中で、幼保一体化といふこども園の話の中で、保育園の存在について、あるいは応能負担から応益負担について、いろんなお話がありました。かつて私が教育長になったときに一般質問で柳議員さんから6年前に聞かれたのは、嵐山町の幼保一元化をどうするのですかと。今は、一元化ではなくて一体化。こういう流れの中で、平成18年に認定こども園制度をつくったのです。しかしながら、全国でも532しかない、遅々として進まず、箱物はつくったけれども、その中では幼稚園と保育所が併存しているという形だけであると。そういう見直しで新しい子育てビジョンがつけられて、そして基本制度要綱、子ども・子育て新システムの中で要綱をつくって、その目的というのは、日本

の子供、どこでもひとしく底育教育が受けられると。それから、共働き、そういう制度が確立されるとか、社会全体で子供たちを育てるのだという、総論は賛成でも各論になると極めて厳しい意見が出ていると。特に、今国ではワーキングチームをつくっていろいろ議論しているのです。要するにこども園をつくと、今度は。幼稚園、保育所を一体化してやるのだと。財源もその中で一体給付するのだと。そこまではまあまあかと。だけれども、特に保育所側、幼稚園側からいろんな反応が出ているのです。今清水委員さんからお話あったように、自分で保育所を選ばなければいけない。保育所は選考するのだと、それは園任せになってしまったらどうするのですか。それから、応益負担になると、ある一定のサービスを受けるためには、上乗せ徴収というか、どんどん保育のニーズが高まれば、利用したければするほど応益負担というか、費用がかかる。そのことがかえって利用抑制につながるのではないとか、それから幼保一体化と言うけれども、これまで保育所が果たしてきた保育の役割というのは大きいのではないのと。今度の新しいシステムでは、3歳以上と3歳未満を分けたシステムでいくと。これについていかがなものかとか、それから入りたくても入れない、選考になかなか応じてくれない場合にはきちんと市町村が責任を持って応諾義務を課しなさいとかいろいろな。一体化になると、保育と教育が一緒になるわけですから、そうするとやっぱり給食調理室のこの設備はどうなるのだろうと、教育に必要な運動場の整備はできるのだろうかとか、いろんな問題があります。

長くなって申しわけありませんけれども、実はこのことが国の方向が定まれば、今の 10 年間の子育て支援のこの立てさせたものも、どこかで修正しながら行く必要も出てくるのだらうと思うのです。こども園、幼保一体化については、何はともあれ、安定した恒久的な財源保障というのが本当に国においてあるのかどうかというのがこれは大前提だと思うのです。

そんなことを踏まえながら、国から、県からも担当者が呼ばれての説明というのは、まだ3月の末という状況です。この行く末をよく見ながら、やっぱり一人一人の子供たちが必要な教育、保育を受けられる体制というのは、町としても国の動きも見ながら瞬時に対応していきたいなど、こう考えておりますので、長くなりましたが、これについても今後ご指導いただきたいと考えております。

○川口浩史委員長 清水委員。

○清水正之委員 30 人学級の話なのですが、将来推計もして、嵐山町は 25～6人になるということなのですが、これは中学でもそういう形になるのでしょうか。

そういう面では、条例化してある部分としてない部分とでは、やっぱりきちんと条例化することによって嵐山町の 30 人学級というものが定着をしていくわけで、ある面だと将来推計の中で 30 人以下学級になるという状況はあるにしても、やはりそういう条例化というものは私は必要ではないかなというふうに思っているのですが、いかがでしょう。

○川口浩史委員長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 市町村独自でそういう学級編制を条例化して決めていくというのは、大変ありがたい話なのですが、やっぱり義務教育ですので、教員の給与ということになると、これは国が、今地方分権の流れで2分の1の国庫負担が、国が3分の1、県が3分の2になりましたけれども、学級数がふえればふえるほど教員の人件費がかかると。これについては、義務教育ですので、やっぱり国はきちんと責任を持って35人なり30人学級をしていただきたいと。そのしわ寄せを市町村、自治体の年収に甘えるようではいけないと思うわけです。そういう意味でも、教育長会でも国へ早期の少人数学級。少人数学級というのは、何人が妥当かといういろいろ議論もありますけれども、やっぱりこのままではいけないだろうと。やっぱり国もきちっと担保してくれということで、それは頑張りたいと思います。

○川口浩史委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 83ページ、84ページになるのですがけれども、幼稚園の1つは施設の問題、1つは3歳児の問題です。以前から言っていますけれども、3歳児の扱いがとても難しいというふうに思っていて、それでこの10年の中でもやはりずっと2年保育でいくという形は変わってないのです。その問題ですが、町長は、3歳児は、今のところ家にいる在宅の3歳児は44人しかいないので、そのために特別なことをすることはないというふうに言って、そしてつどいの広場とか、そういうふうな形になってきているのです

けれども、3歳児というのは、ゼロ、1、2とはちょっと違う。具体的には3歳から4歳児です。それについての考え方をこの幼児教育の中で入っていけないのです。私は、3歳というのは、明らかにゼロ、1、2と違う、そういうふうに思っています。そして、やっぱり何らかの形で週に2回か3回でも集団保育が必要な人たちであろうというふうに感じています。その点、どのように考えていくのか。

それともう一つ、幼稚園の施設自体がとてもいい施設なので、そしてその中で、文教厚生委員会でもその講堂とか見ていたら、本当にもったいないなという、あれを使いたいなというふうな感じがとても強くあって、それをここの中ではとりあえず書いてあるのですけれども、園庭や講堂・会議室などの開放というふうな形になっているのですけれども、これを何とかもっと広げていくというのは、どのような形でしていくのか。特に嵐山町で、例えば前は通学合宿なんかもありました。あの施設はかわいいです。よそから来た人を連れてそこに行くと、かわいいなあというふうなイメージがあって、そして講堂なんかも本当にいいなあというふうな雰囲気があって、子供たちがお泊まり合宿みたいな形ができるような施設になっていけばいいかなというふうに思うのですけれども、ここの部分では、そのような10年間の中ですから、展開はどのようにしていくのか、伺いたいと思います。

○川口浩史委員長 奥田幼稚園長。

○奥田定男教育委員会こども課嵐山幼稚園園長 お答えします。

まず、3年保育の件でございますが、現在嵐山幼稚園では、2年保育2クラス、年長さん、年少さん、2クラスずつになっています。園児が減少してくれば、キャパシティの問題で3歳保育も可能になるかそれはわかりませんが、現時点ではちょっと無理かなというのは一つ思っております。

それともう一つは、今教育長さんおっしゃいました、子ども・子育て新システムの関係で、とりあえず幼稚園は、今の案ですと残る可能性が大きいのですが、その場合にも、希望する3歳以上のすべての子供に教育を保障するという、今度の新システム、コンセプトがありますので、それが正式に法制化された場合に、幼稚園の制度がどうなるかというのは、それにも大きくかわってくると思います。したがって、そちらのほうの推移も見なければならぬのかなというふうに思っております。

2点目の幼稚園の施設を利用したの宿泊等のご提言でございますけれども、子供たちに豊かな体験を経験をさせるということはとても重要なことで、国や県の施策としても進められているところでございますが、幼稚園児以外の子供、小学生等を含めてということになりますと、またすぐにどういう形がいいのか、果たしてどこが所管してどのような効果があるのかということなどについても研究しなければいけないのかなというふうに思っております。幼稚園の施設を使っただけということについては、大変恵まれた環境にございますので、大いに進めていただければというふうに私個人的には思っております。

以上でございます。

○川口浩史委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 これは町長のほうのお考えを聞きたいと思うのですが、私も3歳児というのは、やっぱり大切だと思っているのです。そのところが、つどいの広場事業とか、そういうのとちょっと違くだらうというふうに思っています。

そこで、何らかの形で、例えばもうほかに場所がないのだったら、嵐山町立幼稚園の園庭で週に1日とか2日とか、あるいは別の場所で1日とか2日とかというふうな形でやっていって、そのところを何とかしてあげていかないと、これはやっていけないだろうなというのをすごく思っているのです。3歳児というのは、やっぱり違うのです。ゼロから2歳児の人と違って、多分どこかに連れていかななくてはいけないというのは、3歳児ぐらいの人をどうしたらいいかというので親が困っているというふうな部分なのを、その部分がこの幼児教育の充実とか、保育サービスの充実の部分にないのです。保育園に入っていない。今でも、多分これからも、この10年間でも、保育園を選ばないで幼稚園を選ぶ人というのは結構いると思うのです。ですけれども、3年間の新指導要領が変わってくると、また別になると思うのですけれども、その部分はここには全然入ってきていないのです。これはとても大切なことで、その部分は、つどいの広場事業とか、そういった一時預かり事業とかでは違う、嵐山町独自のこの幼児教育の考え方をつくっていかなくてはいい

けないと思うのですが、その部分について、私はちょっと町長の考え方がその部分が欠けているのではないかなというふうに前から思っていて、その点について伺いたいと思います。

それと、もう一つなのですけれども、もともと私自身がこども園というのはとても大切だなというふうに思っていたのです。一番最初の千代田区のいずみこども園も見に行きました。その中で感じることは、いろいろな今までの既存の問題があるとしても、子供は子供だというふうな感覚で、教育する側と保育する側、施設の経営者は異なってそれぞれの考えがあったとしても、子供は子供の集団の場というのか、お友達の間が必要なので、その場をつくってあげるというのは、嵐山町としてはこれから少子化の中で必要なことだというふうに考えていますので、その認識がかなり違うのかなというふうに思っていて、そのことについて伺いたい。もし可能であるならば、教室が足りないとしても、3歳児から5歳児までの縦割りの教室というのはできるわけですね。縦割りの教室をしてはいけないというふうにどこにも書いてないと思います。だから、縦割りの教室も使用できるということをひとつ考えていただきたいと思います。

それと、もう一つなのですけれども、町立幼稚園の園舎なのですけれども、これはここに書いてあるように、延長保育、園庭、講堂・会議室などの会合に対しての幼児期の教育に関する相談体制というのは、幼稚園のほうで考えられることですね。それはそうではなくて、もっと別な部分で、1つ体制と

して考えるチームが必要なのかなというふうに思うのですけれども。例えば、今度の南部地区ふれあい交流センターになるのですか、調理室は子供仕様ですよ。だから、大人が使うと非常に使いにくいというのは確かにあって、子供が使える調理室なので、そこを借りながら講堂のほうを使って宿泊をしたり、そういうふうなものが多分できると思うので、それは重要な施策になると思いますので、それについての一つの考え方を出す必要があると思うのですが、幼稚園とは違う部門で考えていくべきだと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○川口浩史委員長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 渋谷委員さん質問、こども園の話、それは私のほうで。渋谷さんおっしゃるように、今度の子ども・子育て新システムも、待機児童の解消というのが大前提で議論が出てきて、要綱が出てきた。おっしゃるように、その施設がどうであれ、3歳児であろうが、上であろうが、保育であろうが、教育であろうが、子供は子供なのです。それは同じ場を使用するということは大事なことです。

ただ、今度のいろんな制度の中で、決まったわけではないですけれども、それを実現していくためのいろんなシステム、場の確保、要するに二重行政、二重財政支出の中でいろんなものが出てきますでしょう。要するに調理室が要するのか要らないかとか、運動場がこれは教育の場でこれだけ必要だとか、それから今度の場合は応能負担から応益負担になる保護者の負担だとか、

そういう面のほうが逆に今問題になっているのであって、おっしゃるように、子供に保育園、幼稚園、それは何ら差はないわけですから、こども園というものに対しては、そんなに総論は反対の人はいないと思います。各論で、国の制度がどうなるかわかりませんので、嵐山バージョンで制度がもし決まれば、渋谷さんおっしゃったように、どういう形で町のそうした中で子供を保育、教育をするかというのは、当然どこかの時点で考えていく必要があるのかなと。

そういう意味では、今回立てさせてもらった子育て支援についての10年の計画は、やっぱり毎年見直していく必要があるだろうということで申し上げさせたのです。趣旨はよくわかります。

○川口浩史委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 渋谷さんのお考えというのをいつもお聞きをしているわけですが、大変すばらしいのかなというふうに思うのですが、私とちょっと違う部分もあるのです。それで、今度のこの計画の中でも、保育について、そして幼児教育についてということで計画を策定をしてきているわけです。それで、きのうも、おとといも、計画、一般質問でもありましたけれども、一緒にという考え方が一つにあるわけです。ですから、これはいろいろ時代が変遷をしていく中で変わっていかなければならない部分というのはあると思うのです。だけれども、不易流行という言葉がありますけれども、変わるべき部分と、やっぱりきちんとこれは両足をしっかり持ってそのまま行くべきだと

いう部分とあって、それをどこでどう調整をしていくかというのが人間の知恵だと思っております。

その中で、3歳児はという話ですけれども、3歳児というの、専門家ではないのでちょっとわからないのですが、ゼロ歳児からというイイムラさんのあれではないですけれども、重要だという話もありますけれども、3歳は3歳で自我がだんだん出てくる中ですから、いろんな幼児心理学の中では、そういう部分というのはあるのかもしれないのですけれども、今までやってきた嵐山町のやり方の中を、今国の中でどうしたらいい、こうしたらいいとやってる最中に、嵐山がここのところであえて急に動かす必要はないという基本的な考え方を私は持っていますので、ですから特別この計画の中に今までと違った形のものを組み入れていく必要はないというふうに、以前お答えをしたとおりの考え方で、それで審議会の中でもそういう形でここのところまで進めてきていただいているわけです。そういうふうに基本的には思っています。

○川口浩史委員長 大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 先ほど渋谷委員さんのほうから嵐山幼稚園の講堂や会議室、園庭などを使った通学合宿というふうなお話ありました。通学合宿ということなので、私のほうからちょっとお答えさせていただきます。以前、通学合宿というふうなことを実施していたのですけれども、現在はやってない状況にあります。幼稚園生、それから小学生を含めたそういった活動も大変重要であると考えますので、これからまたそういった面

も含めまして研究させていただければと思います。

以上です。

○川口浩史委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 何度も言うようなのですけれども、私が言っているのは、3歳児に関して、3歳児の一つの集団の遊びの場が必要なので、それは広場事業とか、そういったものとは違うものを週に1回か2回やってみたらどうですかということを行っているのであって、嵐山町が特別な事業をやっているわけではない。どこの市町村だって、こんなのは昔からやっています。嵐山町がやっていないだけなのです。それを言っていて、嵐山町は町立幼稚園の3歳児保育がないですから、そのことを求める人たちは町外に行きますね、幼稚園は。それでも町立幼稚園にという、要するに教育費が安いところでしょうがないというふうな方たちが町立幼稚園に2年保育から行くという状況があるわけで、それでもなおかつ3歳児の保育というのは必要だというのは、私でさえ3年保育の幼稚園に入っているのですから、そのぐらいの3歳児保育というのも当たり前のことなのです。それが嵐山町で行われてなくて、その部分だけがあっちに行ったりこっちに行ったりして、お母さんたちが困っている状況というのは、私はどうして町長にそれが見えないのだろうというふうに思うのです。その部分をここの中に入れてみてはどうですかというふうな形で。少なくとも10年計画なので、これから10年計画を見直すとなると、その部分が入ってくるかもしれないし、町立幼稚園に関しても、

それがそういうふうな形になっていくかもしれないのだけれども、その部分
はもう一度、毎年毎年繰り返して見直すそうですから、その部分は私はき
ちんと見直してほしいなと思うのです。やっぱり3歳児というのはちょっと違
いますよ、やっぱり。当たり前のことなのだけれども、何でこれが感覚として
通じないだろうというふうな感じでわかりません、逆に言えば。

〔「失礼です」と言う人あり〕

○**渋谷登美子委員** それともう一つ。失礼ではないです、これは当たり前の
ことです。

〔「失礼な発言はするな」と言う人あり〕

○**渋谷登美子委員** それと、もう一つですけれども、言っているのは、幼稚
園で通学合宿をするとかそういうことではなくて、幼稚園の講堂や、それか
らその隣に調理室などもあるので、ふれあい交流センターになるわけですが
けれども、そういったことを一体にした考え方を町のほうでつくっていったほう
がいいのではないかということで、延長保育、園庭、講堂・会議室などの開
放というのは、幼稚園のほうの側で行うことなのだけれども、さらにもう一歩
進んだ考え方としての一つの展開をするグループが必要なのではないかな
というふうな形で、通学合宿ということに限定しているわけではないので、そ
このところの考え方を伺います。

○**川口浩史委員長** 岩澤町長。

○**岩澤 勝町長** その宿泊という話ですけれども、いろんな教育はあってい

いと思います、やり方は。ですから、それを一々きのうからずっと言っていますように、町が何を決めてルールを敷いた中でという必要はないと思うのです。ですから、その幼稚園は幼稚園の考え方で、父兄のあれとそういう幼稚園の考え方なり、あるいは保育園、保育を頼んでいるところの保育園のほうではお泊まりもやるわけですし。ただ、幼稚園のほうではそういうことはやっていないというだけであって、保育と教育と違う。それで、3年保育というのは、嵐山町ではまだやらないのだと。保育園のほうに、もしそういう形で保育が足りない形で欠けた形であれば、保育園のほうを使っただけ。教育は、2年間の幼児教育でやっていく基本的な考え方で来ているわけです。それは、ですから3歳児がどうだということもあるかもしれないけれども、それはそういうところを教育で選んでいただいて、それで嵐山町には嵐山町で昔から公立と私立の幼稚園の問題のときから、両方が共存ができるような形とというようなものを取り入れて、それで今はその問題というのは、保育園と幼稚園なのです。そのところで、どんどん子供の人数が減ってくる中で、公立がどんどん人数、どんどんというのはちょっとあれですけども、人数を違った形で、公立は公立の考え方で進めるというのはどうなのかということも含めて、幼稚園、保育園という考え方をもって、これが嵐山町でとってきた原則でございますので、今このところで変えていく考え方は、重ねて申さずけれども、ありませんということです。

○渋谷登美子委員 ちょっといいですか、全然答弁が違うのです、言ってい

ることと。全く違うことをお話しされていて。ちょっとこれはひど過ぎるわ、言っていることが、通じないものね。

○川口浩史委員長 もう一回。渋谷委員。

○渋谷登美子委員 私が言っているのは、幼稚園に3歳児保育をつくるということも一つのだけれども、3歳児のための集団な場をつくっていくということが必要でしょうと言っていて、それはつどいの広場事業でも何でもないのでしょいうことを1つ言っているのと、もう一点、通学合宿や何かとは違って、幼稚園の講堂とか、そういったことを使った生涯学習なり何なりですけれども、そういったことを考える場が必要で、検討する場をつくったほうがいいのではないですかと言っているのであって、別に幼稚園の合宿をしたほうがいいとか、そんなことを言っているわけではない。そのところが全然答弁が違います。

○川口浩史委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ちょっとずれているかもしれないのですが、公を先導でやるという考えはありませんということが原則なのです。きのうからそれを何度も言っていると思うのです。公から仕掛けていくということではなくいきたい。ですから、いろんな形で、民間の父兄の地域の人たちの考え方を持って、地域経営という原則のもとに乗ってやっていきましょう。それは、ですから幼児教育に限ったことではないわけではありますが、そういう方向で考えていきたい。

○渋谷登美子委員 施設のことは。ごめんなさい。何回も言っているのだけれども、幼稚園の施設をどう使うかということです。

○川口浩史委員長 はい。

○岩澤 勝町長 それでは、はっきり言ってください。だれがやるのですか、リードを。3歳児でお泊まりをするとか、あるいは集まってやるというのは、だれがやるのですか、先に立って。

○川口浩史委員長 ちょっと待ってください、逆質問になってしまいますので。

○渋谷登美子委員 いいですか。

○川口浩史委員長 いやいや、ちょっともう。

○渋谷登美子委員 ちょっと待って。今言っているのは、2つの質問をしていて、2つの質問を1つだけ何か全然違う形で答えていらっしやっていて、2つの質問の1つをごっちゃにしていращやるのです。だから、2つの質問のうちの1つは、幼稚園の講堂などをもっと広く一般に開放するためのチームと考え方を町のほうで持つべきでしょうというふうな形で、その例として、例えば通学合宿を入れたり話をしているのですけれども、そこをごっちゃになっているのです。そのところが何かすごくごっちゃになっていて、私の質問の仕方が1つずつしないと、一問一答制で1つずつしないとできないのか。そんな話ではないのです、これは。簡単なことなのです。

○川口浩史委員長 渋谷委員、もう町長も中身としてはわかっているようなのです、私の受けた感じでも。

○渋谷登美子委員 わかってないですよ、全然答えが違うもの。

○川口浩史委員長 いや、わかっていてやらないと言っているわけなので、これ以上質問しても進展はないと思う。

○渋谷登美子委員 ちょっとひどいね、それは。ごめんなさい。施設のことに関して言えば、では幼稚園は永遠とその幼稚園の中でということしかないではないですか。何これ。

○川口浩史委員長 ちょっと待ってください。休憩して続けてやったらどうかという意味で言っているの。

〔「3回だからいいのだよ」「終わったのだよ」と言う

人あり〕

○川口浩史委員長 これで終わりということ言っている。

○渋谷登美子委員 こんな失礼な答弁があるか。

〔「委員長ご判断で」と言う人あり〕

○川口浩史委員長 一応皆さんの意見を聞いて、いい意見だったら取り入れようと思っています。

そういうことで、渋谷委員にはご理解ください。

ほかにございますか。

〔「こんなにねじれた答弁で聞いたことないわ」と言

う人あり〕

○川口浩史委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 落っこっているのではないかと思って、それなのでちょっと聞きたいなと思っているのです。学校施設の関係なのです。承知しながら落としているのかちょっとわからないのですが、プールの。

○川口浩史委員長 ページをおっしゃってください。

○安藤欣男委員 学校施設なので、学校教育環境というところに入ってくるのかなと思っているのですが、ページとすれば90かなと思うのです。89の体育館は問題はありません。私が聞きたいのは、学校のプールの件については、どんなふうな考え方をされているのかが1つございます。

それから、あとは生涯学習になるのか。学校でも今は使っていると思うのですが、武道館の問題。これもどこにもないのですけれども、これらは検討の中から落ちたのか、今後、今回ではないけれども、見直しの中で対応する考え方の中で落ちているのか、その辺ちょっとお伺いしたい。

○川口浩史委員長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、プールの考え方につきましてお答えをさせていただきます。各小中のプール、私ども教育委員会の考えといたしましては、当然今後についても当分の間は存続させていきたい。今委員さんのほうからお話ありましたように、90ページのところの施策の内容の一番上の小学校の改修事業、中学校の改修事業ということで一くくりにはなっておりますけれども、この中に入るかなというふうに考えております。プール以外にもあるのですけれども、プールに限定してちょっと申し上げま

すと、一番なのは、やっぱり志賀小のプールの塗装関係。この辺が鋼板でできておりまして、ちょっと塗装の関係が必要かなというふうな考え方を持っております。ですから、その辺の。

それと、もう一つは、全校なのですけれども、ろ過装置。この辺が今後考えていく必要があるかと。プールに関して申し上げますと、そういうふうなことで現在考えております。

以上です。

○川口浩史委員長 大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 私のほうからは、武道場の建築ということでお答えさせていただきます。

町立の武道場につきましては、現在菅谷中学校内の敷地の中に旧校舎を利用した町立の武道場がございます。それから、玉ノ岡中学校のほうには、中学校施設ということで中学校の町立武道場がそこにあります。町立の武道場、大変古くなっているのですけれども、今回の計画の中には反映されていないとか、入っていないということがございます。

以上です。

○川口浩史委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 そうですか、この改修事業の中に入っているということですか。すみません。ただ、プールについては、最近はどういうわけだか、どう言いましょうか、我々が子供のころとは全然違うとか、利用日数が本当

に少なくなっているのです。それでもプールは各学校に置いてあります。この保守点検、あるいは使わなくても水はかなり入れかえをしなければならない。こうした問題もあるわけなのですが、これは嵐山だけの問題ではないのかなとは思いますが、これは教育長さんにお伺いいたしますが、プールについて、ほかの市町村はどんな対応をしているところがあるのでしょうか。

それから、武道館の関係ですが、ここに入れてないということになりますと、今のものを、この10年間、新しいものにするという予定はないという考え方なのでしょうか。ないけれども、後で見直しをする可能性はあるということはあるのかどうか。

○川口浩史委員長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 プールについてはですけれども、この90ページに小学校改修事業、中学校改修事業と一くりにしていますけれども、プールに限らず、そのときそのときに応じて修理、修繕していくという意味であります。

では、プールそのものをどうするかというのは、安藤委員さんの子供のころから比べたら少ない云々等話がありましたし、そうかもしれません。しかし、プールというのは、学習指導要領で体育の中にきちんと位置づけられている。ないとなると、例えば統廃合しました鎌形小学校というのは、当時埼玉県で1校だけプールがない学校だった。ですから、BGのプールまで行ってということを組み合わせたわけですね。今あるものがもう完全にだめだと、これは修理、修繕だめだとかそういう状況ではないので、やっぱりそれは必要だろう

と。さりとて費用対効果で、ではどこかの学校を2つ合わせて1つにしようか
というのは、そこまではまだ考えていないという状況です。

ほかの市町村でどうだというのは、具体的には聞いていませんけれども、
私は県でお世話になっていたころには、余りそういう事例はないのです。水
代がもつたないからこうだとか、云々だとか、そういうのは余りなかったで
す。そういう状況です。

○川口浩史委員長 大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 私のほうから、武道館の新築はない
のかということでお答えさせていただきます。このスポーツ活動の充実のと
ころの施策の内容のところ、スポーツ施設の整備を推進ということである
のですけれども、こちらのほうは、武道館等の改築、新築ということではなく、
修繕等に対応するということ載せさせていただいたところであります。

以上です。

○川口浩史委員長 いいですか。

○安藤欣男委員 はい。

○川口浩史委員長 ほかにありますか。

〔発言する人なし〕

○川口浩史委員長 質疑はないようですので、第5の区分、第3章「施策の
体系」中の第4節「歴史・文化のかおり高く子どもの笑顔あふれるまち」、第
4章「重点的施策」中の第4節及び第5章「各施策の内容」中第4節までの質

疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午後 2時44分

再 開 午後 2時56分

○川口浩史委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、第6の区分、第2章「まちづくりの将来像」中第3節「土地利用構想」の「1住宅地域」、「2商業地域」、「3インター関連開発地域」、「4工業地域」、「5農業地域」及び「6森林地域」並びに第3章「施策の体系」中の第5節「安全・安心で活力に満ち、快適に暮らせるまち」、第4章「重点的施策」中の第5節及び第5章「各施策の内容」中第5節までの質疑を行います。

ページ数で申し上げますと、12 ページ、14 ページ、17 ページ、20 ページ及び 97 ページから 120 ページです。

担当課は、政策経営課、都市整備課、企業支援課、産業振興課及び総務課であります。

それでは、質疑のある方どうぞ。

長島委員。

○長島邦夫委員 2点ほど質問させていただきます。

ページで 115 ですが、目指す指標をちょっと見ていただきたいのですが、農業従事者の高齢化がおおむね4歳アップして 64 歳から 68 歳です。そこ

の年齢的なこともあるのですが、その下の水田の集積面積ですけれども、個人が上がって、法人も上がっているのですが、できるところ、この目指す方針、方法ですけれども、法人は当然ふえていくような感じにしないと、個人は減ってくるというふうに思うのです。この点、どんなふうにお考えでこういうのが出たのか、ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

それと、111 ページなのですけれども、ここもやっぱりこの指標の関係で見たいのですが、企業誘致の関係ですけれども、誘致による企業数だというふうに思うのですが、10 年後で2件のアップというふうになっています。でも、この景気の非常に変化が激しい時期ですと、当然工場の閉鎖というのも考えられるわけです。ですから、そういうものもひっくるめて考えているのか。そこをお聞きしたいのと、2点目に、この関係でそのすぐ上に地元中小企業の体質強化を促進しますということなのですが、体質強化とはどんなことをお考えになっているのか、お聞きできればというふうに思います。

以上ですが。

○川口浩史委員長 新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 それでは、115 ページ、水田の利用集積面積の関係についてお尋ねされた点についてお答えしたいと思います。水田の利用集積面積につきましては、水稻の作付面積、それから水稻以外の麦、大豆等の作付面積、この利用状況のトータルを合わせて水田の利用作付面積、利用集積面積という考え方でこちらにあらわしております。現在、法

人が66.4ヘクタールとなっております。その内訳としましては、水稻の作付面積が37.3ヘクタール、それから水稻以外の麦、大豆等の作付が29.1ヘクタールで、合わせて66.4ヘクタール、同じく個人も、こちらにつきましては水田事業の担い手となっております16名の方の水稻の作付面積、こちらが41.1ヘクタール、それから水稻以外の麦、大豆等の作付が31.8ヘクタール、合わせて72.9ヘクタールというものを載せてございます。

ご承知のとおり、担い手の方々、高齢化も進んでいるわけでございます。法人の増加が余りしてないのではないかとというようなところもご指摘をいただいているところでございます。町としますと、法人は県の1法人ですけれども、ふやしたいという気持ちはあるのですけれども、こちらにつきましては、現在国が戸別所得補償制度と。今までは担い手育成で来た制度が、国の制度が戸別所得補償で農家個々に補償していくと。国の制度がちょっと変わってしまっているという中で、また担い手に戻るのかどうかちょっとわかりませんが、現在はそういう先が見えないところもありますので、高齢化する中で何とか頑張っていただけの数字がこのくらいしか見えないのではないかとこのものを載せてございます。

以上でございます。

○川口浩史委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えいたします。

111 ページの関係の指標なのでございますけれども、10年後の2件というお話な

のですけれども、閉鎖されていく場所も含むのかということになるわけですが、これについては、土地利用で新しい場所を計画しているところのものについて取り入れた件数でございます。

それと、地元企業の体質の強化を促進という話なのですが、これについては、地元企業のよい場所、よいものがあると思うのですが、そういうものをどんどんPRをできればということで、こういう文言になっております。

以上です。

○川口浩史委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 最初に、農業の関係から質問しますが、当然高齢化するということは、今ありましたけれども、担い手が当然人数的に下がってくるわけですね。そうなってくると、私、個人はそんなにふえる可能性はないと思うのです。ですから、個人である程度面積をふやしていく。そういう方が何人かいればふえてくるかと思いますが、やっぱり法人の方が、法人というか、いわゆる担い手を雇ってやる方がふえていくのが理想ではないかなというふうに思うわけです。よく耕作放棄地も出ますが、この間、根岸にある企業さんが来るというふうに話を聞いたから、ああ、よかったなと思ったら、根岸分でも河原の向こうの、こちら側ではなくて向こう側だというような話なので、そうしたら松山の関係になってしまうのかなというふうに思ったものですから、やっぱりそういうふうな企業であり、個人で担い手を雇う

ようなそちらのほうの関係をしてふやしていければなというふうに思うのです。ですから、当然見直しも考えられるのでしょから、そのような方向で進んでいただければなというふうに。これは希望的なあれで、要望でもありますが、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

それと、工業の関係なのですけれども、既存の企業というのは、本当にもう皆無に近いのです。それで、零細の方というのは、ほとんどないです。それで、閉鎖になっているような状態で、当然町の工業を活性化していくには、やっぱりよそから呼んでこない、どうにも上がらないわけです。ですから、今の課長さんの説明のとおり、これはそういうものは含めてないということですから結構なのですけれども、そういうこともあり得るということを進めていただければというふうに。よっぽど力を入れないと、これから嵐山の工業というのは先には進んでいかないというふうに私は思っています。

それと、中小企業の体質強化というのは、いわゆる企業が持っているものを、特性を伸ばしていくということて理解しました。

それと、この中に、商工会を通じて融資の利子補給もあると思うのですが、それは継続的にやっていたかく方針であるというふうに思うのですが、この中でどこに入ってくるのかなというふうに。ちょっと見えなかつたものから。

○川口浩史委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えします。

112 ページの施策の内容ということで、中小企業の経営安定化を図るため、融資に関する助成と融資制度の普及を図りますという中で考えていくというものでございます。

以上です。

○川口浩史委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 というと、今読み上げていただきましたが、融資による助成というのは、新たな融資ということではなくて、その中に含まれますということによろしいわけですね。はい、ありがとうございました。

○川口浩史委員長 ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員 1点お聞きいたします。実は、14 ページの土地利用構想図の中で、107 ページの2の(2)、道路整備の充実というところで、前の第4次の総振のときには、この利用構想図の中で、堂沼から役場までの役場アクセス道路、それから254バイパスの今の志賀のカインズホームのところまでを結ぶ計画道路が破線であったのですが、今回これが消えたという形になっているのですが、これ 108 ページの中にも、施策の内容で、最初の丸印のところに、国・県道との連絡を円滑するとともに、市街地の通過交通を軽減するため、都市計画道路の整備を促進します。云々と書いてあるのですが、実はこういう関係の中で、嵐山町、国道と、それから今の深谷線ですか、そこを結ぶ道路との関係で、今の状況ですと、大変接

続する道路が少ないような感じがしているのですけれども、そういう中でこれが計画から外れた理由というのは何だったのでしょうか。

○川口浩史委員長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 答えさせていただきます。

以前には、計画が載ったわけなのですからけれども、この計画そのものはおおむね10年という計画の中で、その中でこの部分について整備していく部分ですか、将来的にはあるというふうに考えているのですけれども、今の段階だとちょっと無理かなということで、今回抜かさせてもらっているということです。

それと、国・県道とアクセスする都市計画道路、これについては平沢―川島線等を整備していくというような計画の中で進めてまいりたいと思います。

以上です。

○川口浩史委員長 河井委員。

○河井勝久委員 10年の将来計画の中の一つなのだそうですね、10年間のスパンを決めているというのは。今の状況ですと、例えば都市計画道路から役場の入り口のところまでのところでは、かなり消防署の裏を通り抜けて入る車というのですか、通り抜け道路。あの狭いところ、通り抜け道路になっているわけです。それで、もう一つは、カインズホームから志賀の堂沼の先のところまでがガードをくぐっての通り抜け道路と、この2本ですよ。もう一つになると、今度は254等では東小川のあの団地の中を抜けるのし

かないわけです。今の状況でも、大変通り抜けで車なんかはきつい状態になっているのですけれども。そういう面ですと、町もよく、交通災害をなくすという形では、いろんなキャンペーン運動をやっているのですけれども、そういう面でいくと、かなり交通の問題でそういう事故やなんかの可能性もこれからも出てこないとは限らないという形では、ここがやっぱり一つの国道と県道をつなぐ中では、家の宅建やなんかにも関係してくるのかなというふうに思っているのですけれども、そこら辺の十分な検討をされてこれが外されたということになったのでしょうか。

○川口浩史委員長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 254のバイパス、かなり交通量が多くて、要するに迂回みたいな形で都市計画道路平沢―川島線のヤオコーのところからこっちへ入ってくる道路とか、その辺についても結構交通量が多いわけです。実際に、今度その先の川島地区の都市計画道路の関係が計画に載っているわけでございますけれども、それがまたつながるとい話になると、その辺のところ、交通の流れも変わってくるのかなというふうに考えております。それと、実際にアクセス道路からのこちらのほうに連絡というようなこともあります。そういうものも総合的に考えて、今回この分を外させてもらったということでございます。

以上です。

○川口浩史委員長 いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○川口浩史委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 かなりたくさんあるのですけれども、ほかの方、手を挙げられないので、やっていきます。

まず、12 ページになりますけれども、住宅区域のところなのですが、市街化区域の拡大を検討しますというふうになっているのですけれども、この市街化区域の拡大、どこを出すのか。

それと、今これから少子高齢化でコンパクトシティーというのを一般的には目指されているのに、なぜ嵐山町の市街化区域の拡大をさらに目指すのか伺いたいと思うのです。それが1点です。

それと、14 ページです。これは私は逆に言えば、公共交通を増加していくと、人口減によって自動車量は減らなくてはいけないというふうに思っていますので、ここのところで千手堂の計画道路がありますね。千手堂の計画道路については、ふれあいゾーンでもあるし、逆に言えば、ここの部分をもうそろそろ外したほうがいいのかというふうに考えています。ここの部分で考えますと、やはりかなりの交通量がここのところでもともと細い道を動いていると、細い道を動いていると思うのです。そこのところでまた行くと、ここのふれあいゾーンのところが逆にゆったりした町並みですよ、今のところ。町並みというか、の景観のよいところが都市計画道路というのですか、

計画道路ができることによって、かなり景観も悪くなるしというふうな感じ
いるので、ここが残った考え方というのですか、それを伺いたと思います。

それから、17 ページ、ちょっとこれはくっついているのですけれども、17
ページと 98 ページ、道路の問題なののですけれども、17 ページの道路の問
題、それから 98 ページになるとと思いますが、私もパブリックコメントでも出し
ているわけなののですけれども、ここのところはもうちょっと本当に考えたほう
がいいのかなという。交通安全対策の問題です。自転車運転教室を実施し
というふうに書いてあります。その問題ですけれども、それから 107 ペー
ジもあるのです、同時に。107 ページも同じ問題なののですけれども、これは
歩道工事になるのですけれども、歩行者の安全確保のためにという形にな
っています。ここところで、私がパブリックコメントで、ほかの方も出してい
るのですけれども、自転車通路の問題なのです。自転車のところなのですが、
これが今は毎日新聞の特集で中学生の事故がふえているというふうに
書いてありました。交通安全のところでも、高齢者の事故がふえている。こ
れも自転車事故ですね。この道路計画に関して言いますと、自転車の通路
というのは、経費の問題もありという形で一応切られているのですけれども、
これが今高齢者の方と話していますと、高齢者の方が自動車をやめてから
自転車を使う方がかなり多くなっていて、嵐山の方でも自転車で小川のほう
まで行ってしまおうとか、かなり自転車の利用がふえているということがわかっ
たので。それで、話をしていますと、腰の悪い人でも、歩くのは大変でも、自

転車を使うと、逆に言えば行けるので、自転車を使う方がふえているというふうに言われているのです。確かにそうなのだろうと思うのです。自転車だと、歩くバギーというのですか、高齢者の方が使う手押し車よりもたくさん物が乗るので、自転車をかなり使う方がふえていて、実際にそうなのかなと思って話を聞きますと、やっぱり警察官に自転車を止められて交通違反だというふうな形で、切符というのですか、それをとられている方も実際にいらっしゃるみたいなので。

これで、それで特に問題なのですけれども、私も自転車を利用してきますと、歩道のつくり方なのですけれども、これこれからのことで、これからもすごく大切なことなのだと思うのですけれども、歩道と自動車道の間にしっかりしたブロックがありますね。そのために、わきに寄ろうと思っても、入っていけないのです。自転車通路のつくり方というのを何冊か本を見ているのですけれども、そうすると、途中途中にブロックが抜けているです。歩道のほうに引き込めるというのですか、自転車が。逆にちょっと入って、自動車の通行量が多いときにそこで待機できるような形とかそういうのがあるのですけれども、自動車道路の中にラインが入っているだけでも全く安心感が違うというのがあるって、これはちょっと私は指摘しておきたいなというふうに思っていたのであえて言うのですけれども、この考え方というのですか、もう少し歩行者だけではなくて自転車に対してのいろいろな道路の考え方というのがあるっていいのかなというふうに思って、ここのとこで言わせていただきます

が、これは道路交通法の関係で、警察との関係では、どうしても自転車道というふうにならなくてはならないというふうになるのですか、それともラインを引くだけでも随分違うというふうに、自転車を利用されている高齢者の方はおっしゃっているのですけども。あと、斜めに若干なっていますね、道路の端というのですか、その部分でも少し緩みが弱ければ楽なのかなというふうな感じも聞いたりしていて、それは自転車道を自動車道の中につくるときラインの引き方とかがあると思うのですけれども、今までそのことは考えて自動車道とかもつくられてないのではないかと思いますけれども、その点について伺いたいと思います。財政との関係でということではなく、これ近々の問題だなと思って、高齢者がこれから自動車をやめて自転車に変わっていくときにはと聞いて伺います。

次に、109 ページなのですけれども、これは商工会との関係なのです。商業との連携という形なのですが、このところで、高齢者の方とかの消費行動を聞いていますと、かなり変わってきてまして、実際に私なんかネットショッピングというのを結構するのですけれども、もうそのほうが楽みたいなのです、ネットショッピングのほうが。それで、大きな物はネットショッピングで買ってもらおうというふうな形になってきていますので。今までの消費者の傾向が、この商業の振興という今町が見られているものとかかなり違ってくるのではないかなと思うのです。実際に、今 60 代の方でも携帯電話をかなり使われると思うのです。それがもう少ししたら、ほとんどもっと違う形になって

きて、私自身もかなりネットショッピングはするのです。実際にするというのは、例えば嵐山町で買えないものはネットショッピングするのです。手芸のものとかというものはもう嵐山では買えないし、東松山でも買えないし、キンカ堂もなくなってきましたので、布なんかもネットショッピングなのです、私のあれでいくと。

そうすると、そういった形のものがかなりふえていく中で、この商工業の形なのですけれども、高齢者が経営改善後継者の育成を図りますでは済まない部分があって、もう一つなのですけれども、それでワタミというふうな形のもので出てきて、高齢者の食生活がまた変わってきていて、1日に1食ぐらいワタミを利用するという方も出てきているらしいのです。そうすると、今までの直売所で買ってくるという形とは違うものがあるって、商工会自身もそういったことを踏まえての事業のあり方を考えないといけないので。ここのところは、次の展開でまた直されるという形なので、商工会の方たちも自分たちで、今までですと御用聞きが、ITを使った御用聞きになって、それを運ぶというふうな形にしていったほうが、商工会自身は高齢化になっても、だれか配達する人を雇用してという形になっていったほうがよいのかなというふうに思っています、そこの視点がちょっと欠けているのではないかなというふうに思っているのです、それで農業と商業のタイアップをしてやっていくという、これは町の直接の問題ではないかもしれないのですけれども、惣菜なんかも、多分高齢者になってくるとみんな買うようになると思うのです。そこのところを

町のほうでちょっと。ある程度ITの技術を町は一応持っているわけですから、その部分の指導が必要なのではないかなというふうなところをお伺いしたいと思います。

それで、119 ページですけれども、これは本当に苦しいなと思うのですけれども、デマンド交通ではなくて、公共交通の利便性をアップするという形なのですが、デマンド交通事業というのは、タクシーの補助金というのはこれでとりあえずいいと思うのですけれども、学校や通勤、通学への公共交通とこのを実際にもっとふやしたほうがいいのではないかなというふうに考えているのですけれども、その視点というのはどの程度あるのか、伺いたいと思います。

○川口浩史委員長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 まず、市街区域の拡大ということの関係でございますけれども、ここの考え方としましては、嵐山町、の川島地内と滑川町の地内の間のところに調整区域があるわけなのですけれども、その部分の市街地というふうに考えておりますので、お願いできればと思います。

次に、千手堂地内の道路の関係でございますけれども、現実的に、見てもらると、かなりの抜け道になっている道路でございます、大変危険なような状態でございます。そういう関係ございまして、実際その部分を解消されることによって、254 に出てくる通過交通だとかそのような関係もかなり変わってくるかと思っております。そういう関係で、前々から載せてあったわけござい

ますし、今回もこの計画の中で計画としては載せてございます。これについても十分検討しながらやっていければというふうに考えております。

それと、歩道の関係でございませけれども、歩道につきましては、今実際に歩行者と自転車が一緒に入って混在ができる幅員というのがございます。それと、歩行者だけの幅員。渋谷さんのおっしゃるのは、自転車道として区画したらどうかという部分があります。これについては、今結構広い歩道については、要するに自転車の部分と歩行者の部分を分けてするような歩道を考えているところもあります。こういうところは、植樹帯をつぶしてそういうことができたりとかという、物理的に幅員が可能なところについてはこういうこともやっています。

それと、あと現道で路肩の部分に外側線というか入れて、車道を狭くして自転車道という考え方もあります。これについても、いろいろ以前に警察のほうからお話ございまして、こういうところはやれないかというところはございました。町のほうもいろいろ検討していたわけなのですけれども、実際に車道をそこまで狭くして、車に必要な車幅というのがございますね、その幅員を確保して、なおかつそのわきに自転車の通行できる幅員が確保できるかという部分については、今の町道の中ではかなり難しい部分があります。こういうものも今後検討していくようなことも考えていきたいというふうに考えております。ですから、これからつくる道路については、そういうものも考えながらつくっていければなというふうに考えております。

以上です。

○川口浩史委員長 内田副課長。

○内田 勝総務課人権・安全安心担当副課長 それでは、私のほうから、高齢者の交通事故がふえているというお話がありましたので、平成 22 年の 1 月 1 日から 22 年の 3 月末までの状況をちょっとお話したいと思います。確かに委員さんがおっしゃるように、高齢者の交通事故がふえておりました、前年に比べますと、21 年の同時期が 15 件、それから 22 年で 24 件と、パーセント的には 60%ふえております。その中で、自転車の事故なのですが、21 年が 3 件、それで 22 年が 4 件ということです。件数自体は少ないのですが、率にすると 33.3%ふえているような状況でございます。

それで、嵐山町と、それから嵐山町老人クラブ連合会、そして小川警察署と高齢者の交通事故及び振り込め詐欺被害防止啓発に関する協定というのを、平成 21 年の 11 月に協定を結びました。それで、21 年度につきましては、高齢者の方への交通安全教室を実施しております。今年度はちょっとできなかったのですが、今後も高齢者の交通安全の関係について安全教室を開きたいと思っております。

以上です。

○川口浩史委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えいたします。

商工会の活動の支援の関係なのですが、連携ということなのです

けれども、買い物をするのに高齢者が非常に困っているというような状況の中で、今商工会としては、中心市街地の活性化事業の中で朝市を月1回やっているわけですが、これ大分好評で、人数もかなり集まっています。そういう中で、商工会と、昨年なのですが、車の移動販売というものは商工会で検討はできないのですかというお話を1回持ったことがあるのですね。それは、市街へ行くなんかも困っているということで、そういうところであればと。そしたら、商工会の中では、では朝市を主眼にして向こうでもやってみるかというような話だったのですけれども、朝市を2カ所でやるという場合に、出店する方が非常に負担がかかるということで、ちょっと無理だというようなお話なのです。というところで今止まってしまっている段階で、車の移動販売というような手法もあるかと思うのですけれども、またおっしゃるようにインターネット販売とかそういうものについても商工会と今後十分話し合っていきたいと考えているものでございます。

以上です。

○川口浩史委員長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 119 ページの公共交通の利便性の向上のことに関しましてお答えいたします。この公共交通の関係、特にバス交通の利便性ということに関しては、住民アンケート調査でも、上位と申しますか、トップに位置づけられた、不満足度の1位でございました。そういったことは、当然私のほうでも結果を把握しながら、今度平成23年度から試行的に、先ほ

どお話をいただいたデマンド交通を始めるわけでございますけれども、そういった試行した結果を見ながら、バス路線については民間事業者でございますので、連携を図り、学校という形で今お話をいただいたと思いますけれども、利便性を図るためにどういったことが必要なのかどうかということも含めて、検討していくことだというふうに思っております。とにかく平成 23 年度、デマンド交通、これを行った結果を踏まえまして、さまざまな面から検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○川口浩史委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 新規の市街化地区の拡大というのは、滑川町の境というところで、それ以外はもう考えないというふうに考えてよろしいのですね。

はい。

それと、もう一つですけれども、千手堂の計画道路についてとりあえずあるということで、そのままにしておくということ。

自転車交通のあり方なのですけれども、これは歩道の中の自転車通路という形ではなくて、自動車道の中の自転車通路というのが、日本はそうではないのですけれども、ヨーロッパでは一般的で、そして狭い中でもそういうふうな形をとられていて、それでそのほうがかえって安全だというふうになっていて、歩道の中の自転車通路というのは、その中での事故が起きやすいというふうに聞いているので、その部分の考え方の転換が必要だと思う

のです。警察との協議で、別に自動車道を広げて自転車道をつくるというのではなくて、とりあえずラインだけ引くということもできないのかどうかわからないのですけれども、そういうふうな形になっていくと、自動車のほうは少しはよけますね。そんなぎりぎりの自動車の幅でラインが引いてあるわけではなくて、自動車の幅というのは1メートル80、トラックで2メートル、3メートルもないと思うのですけれども、そういった部分のラインの引き方で随分変わりますし、自動車道と歩道との間に入るということで。私は自動車道を自転車が通っていることが原則なわけですから、その原則の中で自転車が歩道の中にちょっと入っていけるような引っ込みというのですか。ずっとブロックが続いているのです、どこを見ても。それで、危ないなと思っていても、自転車はひよっと入ってこれないという現状がいろいろ動いているとわかるので、職員の方も何回か自転車で動いてみていただければわかると思うのですけれども、そういうふうな考え方を持って自転車道路を整備していかないと。高齢者の免許を返上なさった方は、自転車を使われるみたいなのです、やっぱり大きなものを持つときは自転車を使われるので。それが必要なのかなと思うのと、あとやはり腰の悪い方はどうも自転車を使うということがわかってきました。それで、歩くよりも楽だし、それから人に迷惑をかけたくないという思いは、高齢者の中にあると思います。そうすると、やっぱり自転車を使うので、その考え方なのですけれども、歩道と自転車道を新たに拡幅してつくっていくということではない形での自転車道のあり方というのを考えたほう

がよいのではないかなというふうなことでお話ししていて、その部分は今後の道路のつくり方とか、歩道をつくるということがありましたので、特にブロックのあり方ですか、そのところを考えていただいたらいいのかなと思います。その点についてもう一度。

それと、それは必ず警察と協議しなくてはいけないような問題なのであれば、道路交通法の改正が必要になってくるのかなというふうに思っているのですが、そのことを伺いたいと思います。

それと、もう一つ。商工会との連携というのは、確かにあれなのですけれども、今の考え方でいきますと、一応 10 年計画なので、今後の 10 年ということを考えますと、私自身も今 59 歳なので、69 になってきたときの消費形態とかいろいろ考えますと、やっぱりITを使うことが多くなるのではないかなと思うのです、高齢者。若い人のITでのショッピングというのは多いのですけれども、これからそうなるのではないかなと思ったときに、嵐山町の小規模な店舗が何とか生き残っていくためには、そういった御用聞きみたいな形のITのものがあって、それを運ぶというのですか、そのほうが、食品なんかに関しては、ワタミなんかが入ってきたら、もうそのところでそういった買い物に行っていくという形ではない形になってくるのかなと思うのですけれども、伺っていると、嵐山町の方でも結構ワタミを使っている方が多いみたいなのです、高齢者の方で 80 歳とかひとり暮らしになってくると。そういったものを考えて。どっちにしても女性のほうが残るので高齢者として

多くなるのですけれども、80歳以上になると、やっぱり自分でつくっていかなくなってきたときにそういう行動になってきて、そういうふうになってきたときに、嵐山町のわずかに残っている食料品店ですけれども、とか直売所なんかもそうなのですけれども、その部分が生き延びていかないのかなというふうに、10年たったときの行動を見ると。そのところを見据えたものにしていったほうが、今後ではなくていいので、またその次にやっていくので、そのことを頭に入れられてやられたほうがいいのかなと思っています。現時点では、朝市とか車の移動販売というのは、効果があると思うのです。けれども、あと5年、あと10年たったときには、みんなきつとタッチパネルとかというので買い物をなさるようになってくるのではないかなと思うのですけれども、その部分がちょっと計画の中で抜けているのかなというふうに思ったので指摘させていただいて、そこはITの技術を嵐山町が持っているので、その部分は商工会と直売所等もっと連携していったほうがいいかなと思うので、その見解を伺いたいと思います。

公共交通についてはいいです。

○川口浩史委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 自転車道の関係について、私のほうからお答え申し上げます。以前、委員さんからも自転車の関係にご質問を受けました。今、自転車道をどうつくったらいいか。道路の構造というのは、道路構造令に基づいてみんなつくっていると。今、国交省が自転車道についてはどう

していったらいいかというので、研究チームをつくっております。したがって、今担当課長が答えたような、いろんなこういうふうにしたらこうなるのではないかとかというの研究がされておまして、一定のものが多分そのうち出るのではないかなというふうに思っています。

車道の幅員というのは、当然構造令で決まっておって、そのわきに路側帯があると。路側帯をどう考えていくかと、いろんなこともございます。広い道をつくる時はどういうふうにもなるのですけれども、今の嵐山の現実の中でどうしていったらいいかというのは、なかなか現実的には難しいのかなと。それで、特に今歩道を中心につくっていますけれども、やっぱり車道と歩道、歩車道境界というのですか、歩行者をどうやって守るかというのが今大原則になっておりますから、ずっと歩車道境界ブロックがあるというのが今の構造令です。したがって、その辺が国交省がいろいろ考えることによって、新しい多分方向も出てくるかなというふうに思っております。

したがって、現実的にこういう嵐山の道の中でこういうことも考えられることがあるとすれば、それはいろいろ警察とも協議をしながら、例えばラインを引いてその中をカラーに色を塗るとか、やり方はいろいろあるのかと思いますけれども、ただ現段階においては、今そこまでまだ進んでいません。

ただ、先ほど申し上げましたように、いろいろ国において研究がされているようですので、日本に合ったというのですか、現実的な一つの考え方も出てくるのかなというふうに思っています。

以上です。

○川口浩史委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えいたします。

インターネットショッピングというなお話になるかと思うのですが、この施策の内容の中に、経営改善という文言が入っていますので、そういう中で商工会との話し合いをやっていくというふうな認識をしております。

また、商工会自体もそういうケースになった場合に、組織をどういうふうにしなければいけないかという大きな問題もあるのかと思いますので、そういう中で話し合っていきたいと考えております。

以上です。

○川口浩史委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 105 ページと 106 ページです。基本的な方針の中で、都市計画のマスタープランを見直すということになっています。どの点を見直すということになるのか。

それから、ここにもありますけれども、市街化区域の未整備地についての手法を検討して整備を推進するとなっております。これを 10 年間、総合振興計画の中でいろいろの手法が考えられるのでしょうか、担当課としては、今上げられているものはどのようなものがあるのか、お尋ねしておきたいと思います。

それと、企業支援課のほうもできて、企業誘致のほうに毎日頑張っておられると思いますけれども。111 ページですが、この企業誘致の目標値が5年後に1件となっております。そして、右のほうに施策の内容となって、それが考えられるような場所が何カ所か載っていますけれども、この辺については、実際今この10年間を考えると、まず5年で1件だということが、かなり今の経済の状況も反映しますが、厳しい状況であるのだと、この5年間は。いや、もっともう少し、ホンダなんかも操業が始まってきているから、大分いい状況もあるよとかという5年間ぐらいの考え方はどんなところでしょうか。お尋ねしておきます。

○川口浩史委員長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 都市計画マスタープランの関係でございますけれども、このマスタープランを見直すということでございますけれども、これにつきましては、町の上位の計画が今つくっているわけでございますけれども、この計画がある程度定まってきます。それに伴って、それと整合を図るためにある程度その辺のマスタープランを見直しますよということでございます。

それと、市街化区域内の未整備地の手法については、今後これについては十分検討しながら、有効的な整備の方法を考えていきたいというように考えております。

以上です。

○川口浩史委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えいたします。

111 ページの関係なのですけれども、5年で厳しいのかというような話しなのですけれども、現在の状況としましては、川島地区と関越インターのランプ内という2カ所について前々から話がかかっている状況のもので、大分詰まってきたような話のところまで来ているのですけれども、これ企業ですから、またどういう状況でだめになってしまうかわからないのですけれども、現段階ではいい感触でいるというものです。

ただ、企業を決めましたといった場合には、この5年というような期間を待たずにやらなければ、もうちはだめですと、そこで言われてしまう話なのです。今うちのほうで投げかけているものについては、約3年間で農業振興地域から外して工場が操業できるような状況を、企業としてはやれるかというような問い合わせも来ていますので、決まった場合には、こういう5年というのではなくてもっと短い期間でやらなければちょっと無理というような状況でいるというものでございます。

以上です。

○川口浩史委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 市街化区域の未整備地域というのは、やはりそういう市街化を形成促進していくという場所でもありますので、道路等もやはり狭いところもあるよということも聞きますので、その場所場所ありますけれども、

資本もかなり難しいのでしょうかけれども、その地主さんの考え方もあります。
上手にその辺聞いて、いい市街化地を形成してってもらいたいと思います。

それと、今、企業支援課が大分頑張っているのだなと思います。それで、やはり雇用がなかなか図れない町の状況でもありますので、ぜひともその辺はさらに後押し頑張って、何とか嵐山の中に元気な企業がいてくれるということは、本当に町、町民にとってありがたいことだと思いますので、引き続き努力をお願いしたいというふうに思います。

○川口浩史委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 では、何点か質問させていただきます。

101 ページ、消防防災の充実なのですからけれども、一番下なのですからけれども、消火栓、防火水槽の設置施設ということで、356 から5年ごとに 366、376カ所ということでふえておりますけれども、これ消火栓、防火水槽各1個ずつふやす考えでいいのか、お伺いします。

次に、116 ページ、農地・水・環境保全向上対策事業ということで、これ国の事業で5年だと思うのですけれども、これが多分 23 年度が最後の年だと思いますけれども、総振というのは 10 年の計画でございますので、ある程度この事業が国のほうから続けてあるのか、それともまた町のほうで新たに考えているのか、お伺いします。

また、次の 117 ページと 118 ページなのですからけれども、農林業後継者の育成支援ということで、一番最後の企業等の団体が保全する森林面積とい

うことで、現状値と目標値、5年後、10年後と9ヘクタールということになって
いますけれども、これ埼玉県の森づくり協定ということで、企業と市町村が協
定している森林を守っていく事業なわけなのですけれども、町にはほかにも
町有林や里山がありますけれども、里山なんか保全する場合、森づくり協定
を新たに結ぶ考えがあるのか、お伺いします。

また、右のほうなのです。118 ページなのですけれども、農業に対しては
市民農園、観光農園、観光改善等育成を支援し、体験農業の振興を図ると
いうことなのでありますけれども、山林にもこのような観光に向けた観光目
的のやっていく林業経営があってもいいと思いますけれども、その点お伺い
します。

○川口浩史委員長 内田副課長。

○内田 勝総務課人権・安全安心担当副課長 それでは、私のほうから
101 ページの消火栓防火水槽の設置数についてお答えします。大体5年後
に10個増、また10年後に20個増ということですので、大体1年に2個な
いし3個増というふうに考えております。あと、防火水槽については、今現在
老朽化しているものがございまして、道路改修とかによっても撤去とかとい
うのもございまして、そういう減もあるということをあわせて、大体5年で
10個ぐらいの増というふうに考えております。

以上です。

○川口浩史委員長 新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 それでは、116 ページ、農地・水・環境保全向上対策事業の関係でございます。ご案内のとおり、平成 19 年度から平成 23 年度までの5年間ということございまして、まだ平成 23 年度もある関係もありますし、大切な事業だということで、町としては、ぜひ続けていきたいということも考えております。

また、県のほうの動向等をお伺いしたところでは、県のほうもある程度そういう考えを持っているということも情報として入っている関係で、続けて載せさせていただいているということでございます。

それから、企業等団体が保全する森林面積の関係で、埼玉県の森づくり協定ということかと思えます。これにつきましては、新たな場所を考えていくかということかということだと思っておりますけれども、なかなか適地というのですか。現在の場所は、インターチェンジからおりてすぐの場所でありまして、また結構企業等が家族、お子さん連れで、1年に2回程度のイベントを考えながら活動をするという植林、植栽というイベントのときに家族連れでやられる。その前に下草刈り等の準備もしながら、そういうイベントを催して森を守っていくという活動をされているのですけれども、お子さん連れでお見えになってくるときに、トイレの問題だとか、それからバス等を使って来られるとか交通手段の問題、それから天気がいいときばかりではない関係がありまして、現在は、開催するときに当たって、花見台の管理センターなども一緒に借りながら活動されているというのが現実の問題でございます。

町の中には、議員さんおっしゃるとおり、ほかにもいろいろ森林の場所はあるのですけれども、企業のほうでそういう中を見ながら最適な場所を選ばれたのかなということをごさいまして、町としては企業にぜひお願いしたいというのあるのですけれども、企業が県とそれから町と三者協定、あるいは運営に当たってボランティア団体も入れますと四者協定を結んでこれをやっていくわけですが、そういうふうに考えると、なかなか適地が少ないのかなというふうに思っております。

それから、林業に観光目的の考え方はということをごさいます。これにつきましては、ぜひそういう志を持って考えていただける方がいれば、いろんな点からご支援をしていきたいということは考えておりますけれども、現在の林業の問題は大変難しい問題があるものですから、それと今申し上げましたように、観光目的となりますと、トイレの問題等がすぐ現実の問題となって、なかなか難しいことがあるかなというふうに思っています。

以上です。

○川口浩史委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 では、質問させていただきます。

消火栓と防火水槽の問題なのですけれども、特に消火栓なのですけれども、この前、清水委員さんが一般質問の中で、火災の現場ですが、消防団長の要望で放水したら圧力が少なくなってしまったという言葉がありました。これは 75 ミリという本管を使っていると管層が 65 ミリでありまして、1

栓をすると大丈夫なのですがけれども、2栓をすると低くなってしまって、出ることができません。本管が150ミリの場合は、円周率があるから4倍の能力があるわけなのです。ただ、広野2区なんかは、今多分75ミリが使われていると思うのですがけれども、これから消火栓をつくる時には、75ミリから150ミリに変えて計画していったほうがいいと思うのですがけれども、その考えをお伺いします。

あと、農地・水・環境保全向上対策ということなのですが、これは県のほうも前向きのほうで動向もあるということなので、町のほうでも積極的にお願いいたします。

また、次の企業のほうはいいといたしまして、山林を観光化ということなのですがけれども、私、全国の植樹祭にちょっとお世話になって行かせてもらいまして、森林の後継者の講演を聞きまして、竹林を個人でやっていて、それで成功しているということがありました。嵐山町、見てみると、里地里山ですけれども、そこに竹林が随分生えております。ただ、竹林というのは生育もいいし、それを利用して個人で何かしたいという人がいれば協力してもらいたいと思うし、この間、林業研究会でも炭焼きに講習に行ってきました。そういう中で、私もやってみたいという人も出てきました。そういう個人である程度やりたいという人が出たら、町のほうも観光農園と同じように山林を生かした個人の観光目的の経営もできると思うので、町の考えをお伺いします。

○川口浩史委員長 新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 竹林を活用してということで、当然町内にあります竹林のほとんどは個人の方がお持ちになっているところがございますので、竹林がふえてしょうがないというふうな形で思われている方がほとんどかなというふうに思います。そういう点で、町が間に入って、ぜひこの場所を活用したいのだけれども、竹を切らせてもらえないだろうかという中継ぎに入るというような形の援助等はできるのかなというふうには考えております。

あとは、個人の方がどの程度、本当に実際問題、使う方法があるのかどうかとは別にしまして、希望があった場合には、相談には乗っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○川口浩史委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 ただいまの消火栓の問題でございますけれども、嵐山町の消火栓の現状とすると、150 ミリ以上のものが全体の3分の2、100 ミリ未満のものが残りの3分の1という現状です。これは吉場議員さんよくご存じだと思うのですがけれども、排水か水道の配水管の現況において必要な消火栓を整備しているというふうな状況でございます。消防法で定める充足率からすれば低いわけでございますけれども、現状が75 ミリでも消火栓が設置ができるというふうな現状にあるとすれば、そこに消火栓をつけて、少しでも初期消火に役立つような措置を嵐山町はとっているということでございまして、150 ミリですべて町内が配管をされていて、そこに消火栓がで

きるというのが理想ですけれども、現実はそのではないということで、現実を踏まえた消火栓ができておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○川口浩史委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 では、最後なのですけれども。やはり林業とか農業を取り巻く環境が非常に厳しいと思います。しかし、みんなと同じようなことをやっていたのではだめだと思ひまして、自分で研究しながら新しい産業をここに取り入れればよいなと思ひて。私は、竹林を利用してタケノコ、そのような栽培なんかもいいのではないかと思ひているし、今、ときがわなんかでキノコもやっておりますね、また炭焼きだとかいろいろあると思ひうのです。だから、人がやらないことをやれば、幾らか魅力があるのではないかなと思ひておりますけれども。最後にお願ひします。

○川口浩史委員長 新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 町内の中にそういう方が出てきていただけるようなことがあれば、ぜひ協力をしていきたいというふうにお願ひしております。

以上です。

○川口浩史委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 この部分は、非常に難しいなというふうにお願ひしております。特に、町の一番の課題は、やっぱり駅西かなというふうにお願ひします。

そういう面では、どうしたらあそこが活性化するのだろうかというふうに思うのですけれども。この前、同じぐらいの連中が一緒に集まって、少し飲みながら話をしたのですけれども、住民が住むのはどこだろうという話になりまして、1つは駅があると、もう一つは買い物ができるところだと。要するに買い物ができるところだという話になったのです。そういう面からすれば、嵐山、駅あるよと。ただ、買い物するのに、車がないとできないなという話になったのですけれども。だから、そういう面では、あの駅西に1つの町をつくるというか、そういう構想がないと、あそこのところの活性化ってなかなか図れないのではないかなというふうに思っているのです。

そういう面では、ではどうしたらできるのだというのもよくわかりませんが、1つは、駅西の横の道路の見通しというのは、どのぐらいの年数が、どのぐらいの見通しが今ついているのでしょうか。そのことによって、公園用地あるいはあいている土地の利用をどう図っていくのか、また旧254のあそこの道路をどう活用するのか、その辺が活性化の一つの契機にはなるのかなというふうには思うのですけれども、そういう面では、横の道路の見通しというのは、今どのぐらいの計画が立てられているのでしょうか。

○川口浩史委員長 田邊都市整備課長。

○田邊淑宏都市整備課長 駅西の関係でございますけれども、要するに停車場線、それと深谷-嵐山線、それに町道、駅のほうに向かってきている道路があります。それに連絡する道路ということだと思っておりますけれども、1つ

は、ヒロノ時計屋さんのところから埼玉りそなのところのその道路の関係については、今工事しております、そこについては6メートルの道が今年度中に抜けていきます。

それと、あと1本計画してるのが、東西線というのがあるのですけれども、これについては、今計画しているのですけれども、地権者との関係ございまして、いろいろ苦慮しているというところございまして、これについてはいろいろ考え方もありますので、その辺を少し整理して、その辺のところを再度検討し直したりとか、そういうことも必要なのかなというふうに考えております。とりあえずは、停車場線と深谷-嵐山線については連絡できるということでございます。

以上です。

○川口浩史委員長 清水委員。

○清水正之委員 そういう点では、駅の玄関口というような部分で、それこそ交流センターができて、公共施設があって、そういう中でのまちづくりになってくるのだと思うのですけれども、どういうふうにしてくれというのも、なかなか見通しのつかない部分もあるのですけれども、やっぱりそこにお店やなんか定住できるようなそういう施設も一定度、商業施設の位置づけですから、そういうものの誘致だとか、そういったものが一定度ないと、あそこを活性化するというのはなかなか難しいかなと。では、大規模店舗を持ってくるかということになると、そうにもならないだろうと。そういう面では、以前に

ヤオコーのところの敷地を、建物もあったから、あの中に、そっくりあの建物を買って小さい店舗を誘致したらどうかという話もしたことあったのですけれども、あいている土地の活用というのは、町がどの程度できるものなのでしょうか。

○川口浩史委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 駅西については、過去いろいろ検討を重ねた結果、なかなか一体整備は難しいということで、個々の個別具体的な事業をやっていこうというのが今の現状です。

先ほど、東西線の話もちょっと出ましたけれども、地主さんの中には、どうしても早くつくってもらいたいという人、全く今のままで手をつけてもらっては困るよ。全くいろんな考え方がいて、町が考えていっても、みんなですれやろうではないかという雰囲気には現在なってないということなのです。したがって、中央地区のまちづくり交付金の事業の中ですから、来年度が最終年度になりまして、1年繰り越しができるようですけれども。したがって、そろそろ結論を出さなければいけないのではないかと。もし無理ならどうするのだと。できるところだけやって、あとは残すのかだとか、いろいろあるのですけれども、考え方がかなり差があるわけなのです。あるいは建物にかかるうちの考え方があったりとかということなので、町とすれば、あれだけ長い土地ですから、真ん中あたりに。それは車がどんどん通る道なんというのは考えていないのですけれども、コミュニティー道路的なものでもできてけば、

その道側の両側ぐらいいずれ家ができてくるのかなとかという考えもあって、いろいろご相談もしているのですけれども、全く今のところいじくってはだめだという人も中にはいるわけなのです。というのを考えてくると、そろそろもうどうしたらいいかという結論を出さなければいけないかなと思っています。

したがって、基本は、土地の所有者、それはお店の人も含めてなのですけれども。自分でこうやっていこうとかという人は、なかなか現実的には難しい。ただ、前からちょっと出ております、買い物難民についてどうしようかというのは、企業支援課長おりますけれども、商工会の中なんかでもはどうしたらいいかという多少の議論は始まっているようですので、町がどこまでどうだというのは非常に難しいのですけれども、特に買い物難民がいて、それに何か町が対応できる、仮に具体的なものがあれば、それはやっぱり取り組んでいこうかなというふうには考えているのですけれども。いずれにしても、土地をお持ちの方というのですか、極端なことを言うと、困ってないというのですか、考え方はそういう人もいるわけなのです。したがって、その辺が町がどこまで、計画をつくって説明会をしているのですけれども、なかなか合意に至っていないと。したがって、どこかでやっぱり結論をそろそろ出す時期かなというふうに思っています。

以上です。

○川口浩史委員長 ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 道路行政、今副町長から言われましたが、私は困っていないのだ、いや大事なのだという利害関係があって、なかなか難しいことは痛感するわけですが、そういう状況の中で、農村部、あるいは市街化の中にもあるよというのですが、生活道で拡幅がなかなか困難なところ、しかもそんな関係で砂利道、舗装ができない。そういうところがあちこちまだあるわけなのですが、かつて私も計画的にそういうところは取り組んだらどうかと申し上げたときがあるのですが、町は4メートル以上のもので順次やっ
ていきますということなので、そうすると、何年たってもできませんよと言ったことあるのですが、これなどの生活道については、町はどう考えているのか。

私は、これから財政が厳しい中で、地域の民活というか、協力の中で資材費を出すとか、あるいは町が直営でそういうところはとりあえずやる、改良しておこうというような考え方は持てないものでしょうか。地域でコミュニティー事業みたいなので、ある程度この地域はでは今年はこの地域で希望があるところはやってくださいとかそういう計画的なものが組めれば、またその地元は、やる人たちが、ではうちのほうもやるかとか、コミュニティーもまた出てくるかと思うのですが、そうした発想的なものは考えたことないでしょうか。

○川口浩史委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 生活道路の整備についてお答え申し上げたいと思います。

町の基本的な考え方は、やっぱり一定の幅員を持って、側溝整備なり、

そこに家がある以上、排水が出てくるとかというのがございますので、そういう形を基本的に考えております。

ただ、以前やった例、志賀地区でございますけれども、この道は、そこに土地をお持ちの方やお住まいの方が、側溝整備だとか将来そういうのしなくていいよと、舗装だけしてくださいという道が現実的にありまして、それは舗装やりました。したがって、その場所場所によって多少いろいろあるのかなと思うのですけれども、基本的には生活道路についてはかなりのところが整備ができてきているのかなと。できないところはできないなりの理由が。今度は、狭隘道路の来年度の予算で志賀地区をやりますけれども、これはやはり地先の皆さんたちの協力がようやく得られる見通しがついて、現実的になっています。したがって、今までにある程度家が張りついておってその道が広がってないところは、広がってないなりの理由があって、なかなか現実化になっていないのが今のことなのかなと思っているのです。

したがって、先ほど申し上げましたように、どうしてもこのところはこういう形で無理だと。例えば、では舗装だけでもしてもらいたいというのは、今後やっぱり考えていかざるを得ないのかなというふうに思っています。ただ、やはり限られた財源の中ですから、以前と比べて土地の買収費も半分ぐらいにさせていただきましたし、かかるのはやっぱり補償費なのです。土地代金は今そんなでもなくなったのですけれども、やっぱり植木があるとか何か耕作物があると、その補償というのが土地代以上にかかっているのが現実な

のです。したがって、場合によったら、では土地は提供しますと、補償は自分たちでやりますと、だからここを広げてやってくださいとかというようなことがあれば、それはまたちょっと違った展開になってくるのかなと思っているのですけれども、今までそういうふうにはやってきませんでしたので、そこをすぐ転換というのは難しいかなと。

今、直営工事のお話も出ましたけれども、全国的には、まだまだそういうのをやっているところもあります。昔、嵐山でもたくさんやってきました。地元の人たちが人夫さんに出ていただいて、一緒に町の職員でつくってきたというの、過去、現実にありました。

この間の行財政改革の平成 17 年のときですか、そのときにもそういう議論も出ました。ただ、いかんせん、今の役場の技術屋さんの問題だとか、昔は町で機械を持っていたりしていましたから、なかなかそれが実現できなかった。ただ、やっぱり技術屋の職員が自分で測量して設計して道をこうつくるというのは、できれば、それは職員の資質の向上という考えもありますけれども、それはかなり有効なのかなというふうに思っていて、模索したこともございましたけれども、残念ながら今まだ実現をしてございません。したがって、今後のそれも課題かなというふうに思っています。

いずれにしても、生活道路の整備の要望というのは、嵐山の地図を見ますと、かなりのところでまだ色が塗られておって、ただどちらかというと、できてこなかったオーダーというのですか、それは結構はっきりしてきているの

かなと。だから、それは先ほど申し上げました、何かの問題があってなかなか整備ができなかったということでございますので、そこに生活する人たちがいるということは、それもやっぱり考えていかなければいけないのかなと思っておりまして、今後は、その辺について一定の町の考え方を少し整理をして、今後取り組ませていただきたいなというふうに基本的に考えております。

○川口浩史委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 やっぱり整備をしてということが大事だと思うのです。ですから、道路整備計画の中に、一言で言えば生活道ですが、それで、その中に、改良が要するとか、舗装化されてない生活道がどのくらいあるのか。そういうのは、私は調査はしたことはないのではないかと思います。住宅地図からすれば、調べる気になれば調べられると思うのです。そういうことをやったことないと私は思っているのですが、やったことあるのですか、どうなのですか。

○川口浩史委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 具体的にどこが舗装になっていないかというの、当然今、道路台帳上の管理になっていますから、それなりの把握はできているのかなと思っています、市街地の中のそういうふうに我々も図面を持っていますから。ただ、1軒でも生活道路、2軒でも生活道路。前は、例えば5軒以上ないとどうだとかというのもあったのですけれども、嵐山全体を見回したと

きに、ある程度家が張りついている道というのは、それなりの整備がかなりできてきているのかなというふうには我々も思っているのですけれども、ただいろんな条件があつてなかなかできなかったということ。今、幾つか実際にまた始めておりますけれども。したがって、やっぱりそこの地先の住んでいる人たちの、区長さんを通して要望が出てくるわけですから、要望を出すのは勝手と言ったらちょっと語弊があるのですけれども、こうしてもらいたい、ああしてもらいたいと。

例えば、あるオーダーを見ると、10 何本出てきているところもあるわけなのです。それを今のこれからの状況の中で町が1本ずつ整理をしていくというのは、なかなか難しいのかなと。したがって、どこが地元として優先順位なのかと、1番はどこなのかというのを今お聞きして、そういうものをまずやっていこうというふうなことです。

したがって、その生活道路、先ほど申しあげましたように、戸数が何戸ということによつてもちよつといろいろ変わってくるなど、街道的なみたいなのもございますし。したがって、その辺は町全体のバランスのこともありますので、今度ではこの道を計画していこうと言って、今狹隘道路についても22年度、1本、来年度、1本、その次に1本、予定しているところもございます。そのほか北部の、いわゆるまちづくり交付金の中で何本かもやっています。

したがって、先ほど申しあげましたように、全体を一度整理をさせていた

だいて、だれが見ても、こういうところを早く整備してやる必要があるというところがあれば、それはそれなりに町としても優先順位を早めてやっていくようかなというふうには思っています。

以上です。

○川口浩史委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 町が地元要望を受けて、一定の企画を持った改良だけをしていると、何年も何年もたってしまっていてできないところもあるので、現状でいいですよというところについては、町がやってもいいし、その地域でそのうち、個人だったら個人が、では資材費を町が持つと。個人が頼んでやると、道路をね。舗装ぐらいですよ、それは、側溝なんか入りませんけれども。そういうとりあえずの改良ができないのかなというふうにひとつ思うのです。だから、それが狭隘道路のその国の補助が活用できるのかどうか、その辺ちょっとわからないのですが。そういう生活道路の整備だけであるのだとなると、全額町の一般会計でなくてはできないということになると、やるとしても一定の限度はあると思いますけれども。ただ、それも計画的にやれば、始めれば、10年たてばかなりの延長もできるのではないかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

くどいようですが、改良してくださいということで町がやるのではなくて、とりあえずじゃ生活道の舗装化をすると。今は、砂利が欲しいからといって、区長さんを通じて砂利のところは砂利を入れたりしているわけですがけれども、

その舗装をアスファルトにするか、コンクリをどうするか。それはその地元の考え方でもあると思うのですが。

○川口浩史委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 今度の総振のテーマで、協働のまちづくりというのが一番最初に掲げているわけですので、実際的にそういう考え方があれば、それは一つの方法かなと。ただ、それも町の一つの方針を定めて、それに従ってどうだというのが大事かなと思っていますので、ご提案の趣旨も踏まえながら、ちょっとその辺は検討させていただきたいと思います。

○川口浩史委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○川口浩史委員長 質疑がないようですので、第6の区分、第2章「まちづくりの将来像」中第3節「土地利用構想」の「1住宅地域」、「2商業地域」、「3インター関連開発地域」、「4工業地域」、「5農業地域」及び「6森林地域」並びに第3章「施策の体系」中の第5節「安全・安心で活力に満ち、快適に暮らせるまち」、第4章「重点的施策」中の第5節及び第5章「施策の内容」中第5節までの質疑を終結いたします。

これにてすべての区分の質疑を終結いたします。

ここで休憩といたします。

休 憩 午後 4時25分

再 開 午後 4時43分

○川口浩史委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査を続行します。

◎修正動議の提出

○川口浩史委員長 第16号議案 第5次嵐山町総合振興計画を定めることについての件に対し、お手元に配付したとおり、渋谷登美子委員から3月9日付で、小職あてに修正動議が出されております。よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 では、読み上げるというか、全部で5項目あるのですけれども、1項目めなののですけれども、修正部分としては、第5次総合振興計画における「障害」の「害」の字を表記を平仮名の「がい」に変更するというのは、このごろ言われていますけれども、障害の害を、害という言葉の人に対して使うのはふさわしくないという形で、文教厚生委員会の報告などでも障害の害を平仮名にするようにしていますので、その表記を変更することです。これはパブリックコメントのときに気づいておけばよかったのですけれども、このところをちょっと気づかなかったので、ずっとこの障害の害が続いてしまっているのよくないなと思って、変更です。

7ページですけれども、4、住民意識調査等の結果。第5次総合振興計

画を策定するにあたり、20歳以上の男女2000人に意識調査を行いました。というのに、次のように変更するわけなのですけれども、これはその後もアンケート調査で指標ができていますので、アンケートの回答率は加えておいたほうが、最後まで残るものですから、入れておいたほうがよいということで、このようになっています。4、住民意識調査等の結果。第5次総合振興計画を策定するにあたり、20歳以上の男女2000人の意識調査を行い、回答があったのは1010人で、回答率は50.7%でした。に変更をします。

3番目なのですけれども、18ページの第4章の重点施策に【1、町民と行政の協働による調和のとれたまちづくり】に、これ1、2があるのですけれども、それに3として住民参画の推進を加えます。これは全部施策のほうの内容の部分から持ってきたのですけれども、プリントミスがあります。行政主体による行政サービスの効率化という手法から町民をはじめで、「から」がなくなります。はじめ、自治組織、NPO、各種団体、地元企業などの合意形成を重視した多用な主体によるまちづくりを進めます。

住民参加の機会の拡充をはかり、地域住民等の意思を施策に反映するため、自治基本条例の制定を図ります。

〔「各施策の内容」第1節2-(2)自治基本条例制定で、〈新規事業〉を加えます。

4番目なのですけれども、27ページの2-(2)住民参画の推進を重点施策にし、下記のとおり、修正します。2-(2)住民参画の推進(★重点施策)

ですけれども、これは自治基本条例の制定というのは、嵐山町の憲法を制定することになるわけなので、これを重点施策から外すというわけにはいかないということで、これは重点施策に変えるということです。

4の32ページなのですが、【施策の内容】に、町民、企業、各種団体を対象とした人権啓発の活動の充実を図り、計画的、総合的施策を推進します。〈人権施策推進審議会運営事業・人権対策推進事業・人権対策啓発事業〉。○として、人権問題を始めとする町長が抱える様々な問題の解決を手助けするため、関係機関と連携し、人権相談、行政相談、法律相談、迷惑相談等の相談体制の充実を図ります。

〈各種相談事業〉

○ですけれども、人権尊重の心を育むため、学校教育や社会教育を通じて人権教育を推進します。

(人権教育推進協議会運営事業、人権教育推進事業、吉田集会所運営委員会運営事業、吉田集会所管理事業)に、それに次の施策「嵐山町の総合的な人権推進計画を策定します。」を加え、下記のとおり修正します。

【施策の内容】、線が入っているところが加えている部分なんですけれども、○嵐山町の総合的な人権推進計画を策定します。

〈嵐山町人権推進計画〉新規事業で、あとは前と同じなのですが、町民、企業、各種団体を対象とした人権啓発活動の充実を図り、計画的、総合的人権施策を推進します。

〈人権施策推進審議会運営事業、人権対策推進事業、人権対策啓発事業〉

○ 人権問題を始めとする町民が抱える様々な問題の解決を手助けするため、関係機関と連携し、人権相談、行政相談、法律相談、迷惑相談等の相談体制の充実を図ります。

〈各種相談事業〉

○ 人権尊重の心を育むため 学校教育や社会教育を通じて人権教育を推進します。

〈人権教育推進協議会運営事業、人権教育推進事業、吉田集会所運営委員会運営事業、吉田集会所管理事業〉。

これは、32 ページのところにあります、関連する計画というのがありますがけれども、これが今後の同和対策の基本方針における実施計画というのが平成 24 年に終了します。その後の計画として嵐山町の総合的な人権推進計画を策定するというふうな形に変えています。

次が、5 番目なのですが、121 ページから 126 ページです。これは第 6 節の計画の実現に向けてで、四角で困ってある 1 の計画的で効率的な行政運営の推進、1-(1) 職員の育成と活性化の推進で文章がずっと書いてありまして、それが 122 ページになります。それから、1-(2) で電子自治体の推進で 123 ページから 124 ページ、そして 1-(3) として健全な行財政運営の推進で 126 ページになっていますけれども、これに事業者との適

正契約の推進の施策を加え、次のように修正するということですが、1-(1)は同じです。1-(2)から加わっていきます。

1-(2)事業者との適正契約の推進

【現況と課題】

現在、町では、公共事業建設事業ならびに業務委託に電子入札事業を試行的に行っています。談合を防ぎ、正価格での入札が目的です。嵐山町は、職員の定員管理事業を進め、行財政改革において、嵐山町事業の民間委託が進んでいます。民間委託によって、多くの事業者が町業務に携わる改革が出来る一方、入札業務は、価格で判断するため、事業に従事する労働者、下請業者の労働条件について、嵐山町で関わることができない現状があります。そのため、嵐山町事業で働く人の生活を保障することが必要です。又、事業者の技術や社会参加の評価がされていない現状を改善する必要があります。

【基本的な方針】

嵐山町の公共事業建設事業、業務委託事業の契約にあたっては、価格競争のみではなく、環境、福祉、男女共同参画、公正労働基準などの社会的価値の実現をふまえた総合評価方式の採用に努め、嵐山町で事業を行う事業者に、嵐山町の社会的価値の実現ができる契約を進めます。

目指す指標なのですが、指標の内容としては、2つ入れました。公契約条例の制定、人的委託契約の総合評価方式の導入。これ人的委託契

約というのは、学校給食センターの管理業務とか、それから水道事業、それからお掃除などのことがあります。現状、目標値が5年後、公契約条例の制定が制定、人的契約の総合評価方式の導入が50%、目標値10年後は公契約条例の制定が制定、人的委託契約の総合評価方式の導入は100%という形です。

そして、施策の内容として、嵐山町の公共サービスの質の向上を目指し、入札改革を進め、総合評価方式の入札により政策入札を取り入れ、嵐山町事業で働く人の労働条件を保障します。〈総合評価方式の入札の導入、公契約条例の制定、(新規事業)〉というふうになりまして、その後のものは繰り下げになってきますので、1-(3)電子自治体の推進(細部省略)、1-(4)健全な行財政運営の推進(細部省略)となっていて、公契約条例の制定は5年後ということで、これは多分そのような形に持っていかなざるを得ない状況になってくると思いますし、人的委託契約の総合評価方式の導入は、ずっと町のほうでも考えていることですので、5年後に関しての50%の導入というのは正当なものではないかなと。そのくらいのことであるならば、やっていくべきであるというふうに考えていますし、学校給食もそうですし、そして今の水道事業、それからもっといろいろなものもこれから外部委託も入ってくるので、50%を目指してほしいなという感じで、10年後には100%を目指すというふうな形で考えております。という修正案です。

○川口浩史委員長 修正案の説明が終わりました。

これより、渋谷登美子委員から提出された修正案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○川口浩史委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

まず、原案に賛成の委員の発言を許可します。

6番、柳委員。

○柳 勝次委員 私は、原案に対して、政友会を代表して賛成の立場から討論するものであります。

先ほど渋谷委員から修正案が出されました。私は、修正案に対して次の3点について問題がありますので、原案に賛成するものであります。

まず、第1点目ですが、修正案の中で、自治基本条例が施策の体系第1節、町民と行政の協働による調和のとれたまちの中で、重点施策の記述がないということですが、この総合振興計画は、そもそも重点施策については、これからの10年間、住民が生活する上で行政がいかに住みよいサービスを提供できるかの施策を展開していくかが、審議会でのコンセプトと聞いております。それが町の将来像、「豊かな自然、あふれる笑顔、心の通うまち、らんざん」につながるものと考えます。

したがって、確かに自治基本条例は、町の憲法であり、大変重要な事項ではありますが、自治基本条例は、どちらかと言えば、仕組みづくりだと考

えます。その仕組みづくりの中で、住民参画の機会をつくり、地域住民の意思を施策に反映させて自治基本条例を制定していくということですから、住民に対しての重要性は十分考慮しており、重点施策と指定しなくても同様の内容と考えています。したがって、原案の内容で何ら問題ないと考えています。

続いて、第2点目ですが、修正案の中で、人権推進計画の策定に対しての修正案がありました。言うまでもなく、同和対策法は平成14年3月に終了しました。それはすべて人権基本法に変わったわけで、それ以降、現在に至るまで嵐山町も、国や県の方針に基づいて施策を実施してきたわけです。特に、同和問題に関しては、嵐山町独自で施策を展開していくことは非常に難しいものがあるのではないかと、過去の本議会や委員会の議論の中で私は認識いたしました。

また、現在の同和問題に対する国や県の指針は、先ほど渋谷委員からも話がありましたが、平成24年で終了して、新たに新しい指針が出されると聞いております。そのような背景の中で、嵐山町独自の人権推進計画を立てることは、今後の5年、10年の中で、町の方向性を誤るのではないかとという懸念がされます。したがって、人権の施策については、国や県の動向を見きわめる必要があると考え、原案のままでよいと考えております。

続いて、3点目ですが、修正案の中に公契約のお話がありました。これは、過日の一般質問や昨日の質疑の中で、大きく、また時間をかけて議論

されました。その中でも町長より説明がありましたが、町とすれば、公共工事の契約に当たっては、必ず労働基準法、職業安定法、最低賃金法、雇用保険法などの関係法令をすべて遵守することなどの内容を含んだ契約を結んでいるとの説明がありました。

昨日あるいは過日の議論の中でもありましたが、現在、埼玉県はもちろん全国的にも、この公契約条例を制定しているところは、ごく少ないとの説明もありました。時代の流れは、その方向性にあると思います。時代の流れは、その方向性にあるのかなと思いますが、現時点では、公契約条例の制定は、まだ時期尚早ではないかと考えています。そして、1ページにも記述してありますが、経済、社会情勢の大幅な変化があった場合、実情に応じて見直しをするとあります。したがって、そのような環境になったとき、本町においても時代におくれないような対応をしていけばよいと考えます。したがって、この契約についても原案のままでよいと考えています。

以上、3点の理由により、私は原案に対して賛成するものであります。

以上です。

○川口浩史委員長 原案に対しての反対ということですね。

清水委員。

○清水正之委員 私まとめていませんで、柳さんみたいにうまい話ができな
いかもかもしれません。

16号議案の第5次総合振興計画を定めることについて反対をいたしま

す。

まず、この第5次総合振興計画そのものは、嵐山町の10年間を見据えての将来像をつくっていく計画であります。同時に、20年、30年を見据えての10年間ということで、私は質疑の中でも行いましたけれども、そういう計画であろうというふうに思います。

そういう面では、今度の振興計画の中身が、ボランティアに対するまちづくりのメッセージというようなものは伝わってきましたけれども、それをどういうふうに将来の嵐山町をしていくかというメッセージが非常に欠け落ちているというふうに思います。そのメッセージがこちらに伝わらなかったというのが大きな原因です。

そういう面では、私、審議の中でも自分なりの嵐山町の将来像というものを示して質疑をしてきました。そういう点では、修正案には幾つか載っていますけれども、もっと細かく上げればあるのだろうなというふうに思います。そういう面でのこれから担う嵐山町の将来像というものが、果してこれで住民に伝わるのだろうかというふうにも思っています。本当に希望のある嵐山町をどうつくるかというのが、この第5次の振興計画ではなかったかなと。そういう面では、住民に伝えるメッセージが余りにも貧弱ではないかなというふうに感じます。そういう面では、私、幾つか提起をいたしましたけれども、その部分がしっかり町の施策として5年間の見直しの中で生かされることを期待をしています。

以上で反対討論とします。

○川口浩史委員長 討論を終結いたします。

これより第16号議案 第5次嵐山町総合振興計画を定めることについての件の採決に入りますが、この際、挙手しない委員の取り扱いについて、お諮りしたいと思います。

第16号議案の採決は、挙手により行いますが、挙手しない委員は、本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○川口浩史委員長 ご異議なしと認めます。

よって、挙手しない委員は、本案に対し反対とみなすことに決しました。

それでは、まず本案に対する渋谷登美子委員から提出された修正案について採決いたします。

本修正案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○川口浩史委員長 挙手少数。

よって、本修正案は否決すべきものと決定しました。

次に、第16号議案 第5次嵐山町総合振興計画を定めることについての件の原案を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○川口浩史委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、第5次総合振興計画審査特別委員会に付託されました第16号議案 第5次嵐山町総合振興計画を定めることについては、すべて終了いたしました。

2日間にわたりまして、慎重審議をされ、大変ご苦労さまでした。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○川口浩史委員長 では、そのようにさせていただきます。

◎閉会の宣告

○川口浩史委員長 これをもちまして、第5次総合振興計画審査特別委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 5時10分)